

# エリート魔女・庶民の魔女——シュレットシュタット魔女狩り再考——

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2023-04-24 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 牟田, 和男 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://tohoku-gakuin.repo.nii.ac.jp/records/25072">https://tohoku-gakuin.repo.nii.ac.jp/records/25072</a>

論文

# エリートの魔女・庶民の魔女

## —— シュレットシュタット魔女狩り再考 ——

牟田和男

### 1. はじめに

筆者はこれまでアルザスの十都市同盟加盟の諸都市における魔女迫害を調査し、その様相を断片的に紹介してきた。迫害の規模と激しさは都市によって大きな差があるが、十都市同盟諸都市の大まかな傾向として迫害の穏やかさが特徴であることを示しておいた。その際鍵になるのは都市の司法官の態度であり、彼らは都市統治の関心から住民の要求にある程度応じながらも、都市内平和を脅かすような迫害には消極的であったこと、魔女犯罪の説明枠組みをなす悪魔学に対してはこれをそのまま受け入れるのではなく、自らの事情に応じて重点をずらし、犯罪構成要件を取捨選択していったことを仮説的に論じておいた。十都市同盟諸都市中で突出して迫害の激しかった都市がシュレットシュタットである。この町の激しい迫害の概況については既に紹介しているが<sup>(1)</sup>、しかしさらに立ち入った考察を加えるため、本稿ではこの町の迫害の様相を概ね時系列的な流れに沿って紹介したい。

この町の迫害を十都市同盟全体の中に位置づけようとする場合、本来的な問いは二つある。1 この町の集中的な迫害の要因となったのは何か、2 一般的な傾向に対してこの町の迫害は他の都市に比べてまったく異質な背景を持っているのか、それとも基底には十都市同盟諸都市に共通した条件が存在し、何らかの理由で一時的、逸脱的に集中迫害を経験したのかという問いである。

この問いに対して一つの特徴的事例を提供してくれるのがやはり集中迫害を経験したハーゲナウである。ここでは魔女訴追に対し一般的に慎重な態度が見られたが、1620年代に一時的な集中迫害を経験している。その要因は都市エリートと帝国代官府との関係であった。しかし全体として見ればこの集中迫害は例外状況に属すると言え、したがってここでも十都市同盟諸都市の一般的傾向が共有されていたと考えられる<sup>(2)</sup>。ただこの町は多

<sup>(1)</sup> 拙稿「魔女観念と都市の司法—近世アルザス帝国都市の魔女裁判から」ヨーロッパ文化史研究 第18号(2017), 97-123頁。

<sup>(2)</sup> Kazuo Muta, « Une persécution raisonnable ? La chasse aux sorcières dans la ville impériale de Haguenau

数の帝国村落を周辺に抱え、常に市外からの迫害圧力に晒されていた点で特殊でもある。

シュレットシュタットは南北アルザスの中央に位置している。イル川を利用した水運に恵まれ、また近郊は肥沃で近くに森も擁しており、地理的に南北を結ぶ要港であると共に経済的にも恵まれた地位を占めており、十都市同盟の合意文書など重要書類はこの町の文書函に保管されていた<sup>(3)</sup>。

市の統治・司法システムは徹底した寡頭制で、8人の市長候補のうち4人が当番市長となり、各四半期毎に交代で執行市長を勤めていた。市は既に1474年にはシュルトハイス職を買い取っており、これによりシュレットシュタットは名実ともに独立した裁判権を有するに至っている<sup>(4)</sup>。1575年には市長職は6人に削減され、最古参の2人がシュルトハイス職を担い、残り4人が司法権を行使する。この4人のうち一人は書記兼法律顧問として合議に参加して発言はできるが投票権はない<sup>(5)</sup>。市長は参事会と市民の百人会によって選ばれ、24人の参事会を選ぶのは12人の参審人団である。これらの役職は終身職である。百人会は特別の差し迫った必要がある時にのみ参審人団が招集するが、少なくとも17世紀にはあまり召集されていない。しかも市民と都市エリートの間には常に不協和音が続いていたことが、後年のアルザス地方長官によっても報告されている<sup>(6)</sup>。

コルマールの「秤蔵」仲間と同様に、この町にも会食を共にする名士会館（Herrenstube）が存在しており、しかもコルマールの「秤蔵」が一応は非公式の名士仲間であったのに対し、ここでは会食仲間と市の統治機構が完全に一体化していた。名士会館はすなわち市庁舎であり、そこは市の統治エリートが集う場であると共に外交上重要な貴賓を歓待する場でもあった。裁判はここで行なわれ、市民への布告もこの階段から読み上げられ、家畜の所有者が牧草地の利用料を納めるのも、鳥狩人が獲物をまず運び込むのもここであった<sup>(7)</sup>。都市エリートと一般住民との懸隔が次第に大きくなるにもかかわらず、名士会が強

de la Réforme à la guerre de Trente Ans », dans : *Source(s). Arts, Civilisation et Historique de l'Europe*, N° 16 (2020), p. 67-91 (拙稿「都市の教養エリートと魔女迫害—宗教改革・三十年戦争を背景にしたアルザス帝国都市ハーゲナウの場合」ヨーロッパ文化史研究第20号(2019), 107-140頁に加筆修正したもの)。

<sup>(3)</sup> この貴重な文書の集積はフランス革命の混乱の中で失われてしまっている。Lucien Sittler, « Les archives de la Décapole alsacienne conservés à Sélestat », dans : *Annuaire de la Société des Amis de la Bibliothèque de Sélestat* 1953, p. 141-145 ; シュレットシュタットの一般的概観は Jean-Marie Montavon, « Sélestat », dans : Bernard Vogler (dir.), *La Décapole. Dix villes d'Alsace alliées pour leurs libertés 1354-1679*, Strasbourg 2009, p. 176-209.

<sup>(4)</sup> Alexandre Dorlan, *Notice historique sur l'Alsace et principalement sur la ville de Schlestadt*, t.1, Colmar 1845, p. 151.

<sup>(5)</sup> Ibid., p. 153.

<sup>(6)</sup> Rodolphe Reuss, *L'Alsace au dix-septième siècle au point de vue géographique, historique, administratif, économique, social, intellectuel et religieux*, Paris 1897, t. 1, p. 475.

<sup>(7)</sup> Albrecht Cordes, *Stuben und Stubengesellschaften. Zur dörflichen und kleinstädtischen Verfassungsgeschichte am Oberrhein und in der Nordschweiz*, Stuttgart 1993, S. 293-294 ; Alfred Pflieger, *Die Schlettstadter*

く公的な性格を帯びていたということは、後述するように魔女裁判にあたってはエリート同士の団結を維持すると同時に、もう一方では誰が誰の利害によって魔女裁判を遂行しているかを一般市民の目にはっきりと焼き付けるという効果を生んだであろう。

## 2. 16世紀以前の魔女迫害

シュレットシュタットで最も早い魔法使いに関する言及は1409年2月にブラントライトンという渾名の女性が魔術の罪で(von zoberye wegen)ライン川の右岸へ永久追放となったというものである<sup>(8)</sup>。また1499年にマルガレータ・ヴァインブルンネンという女性がやはり魔術の罪で獄につながれ、自殺した例がある。遺体は樽に入れられてライン川に流されたという<sup>(9)</sup>。

シュレットシュタットはかの『魔女への鉄鎚』の著者ハインリヒ・インスティトーリス(クラーマー)の故郷であろうと考えられている。『鉄鎚』の中には町の名誉のためとして名指しはしていないが、シュレットシュタットあるいは隣町のケステンホルツだと思われる町で魔女が処刑されたという記述がある<sup>(10)</sup>。そしてこの記述が実際の事件と関連していることは早くから指摘されてきた。彼が上部ドイツの異端審問官に任命された1478年3月の直後6月に、都市シュレットシュタットはノエルトリンゲンに書簡を送っている。隣町のケステンホルツで処刑された2名の魔女が産婆エルス・シュバーピンを共犯者として自白した。この手紙には処刑された魔女の自白内容が添付されており、彼女の身体的特徴に至るまで具体的な描写がなされている。かつてケステンホルツに住んでいたシュバーピンは産婦の腹の中にいた赤子を殺し、死んだ赤子を仲間と掘り出して煮て、嵐を起こすのに使ったという。彼女はノエルトリンゲンに移ってそこで都市の産婆として登録し活動し

Herrenstuben und die Stubengesellschaften, in: Jahrbuch für Geschichte, Sprache und Literatur Elsaß-Lothringen 33 (1917), S. 38-70; Joseph Gény (bearb.), Schlettstadter Stadtrechte, Heidelberg 1902, 3. Teil, S. 692-704.

<sup>(8)</sup> Gény, Stadtrechte, 3. Teil, S. 611.

<sup>(9)</sup> AMS, FF 38, Bericht: wan und wie daß schultheißen ambt an die statt Schlettstatt kommen, auch wie es biß anhero in criminalibus gehalten worden, item wie weit man mit Anna Walterin in peinlicher quæstion verfahren. これは後述アンナ・ヴァルターの裁判に関する文書中に記述がある過去の刑事犯罪の引用例の一つである。

<sup>(10)</sup> Heinrich Kramer (Institoris), Der Hexenhammer. Malleus Maleficarum, Kommentierte Neuübersetzung, hrsg. von Günter Jerouschek und Wolfgang Behringer, S. 44-45; Gustav Wulz, Nördlinger Hexenprozesse, in: Rieser Heimat 20 (1937), S. 42-45; SANö, Missive (1478) fol. 140-141, 176-177, Missivbücher 1478, fo. 47r-48v, Stadtkammerrechnungen, fol. 76r. インスティトーリスの上部ライン地方での活動範囲については Georg Modestin, « Les débuts de Heinrich Institoris dans l'espace rhénan: un inquisiteur par-delà les frontières ? », dans: Antoine Follain et Maryse Simon (dir.), *Sorcellerie savante et mentalités populaires*, Strasbourg 2013, p. 21-43.

ていた。シュレットシュタット市はノエルトリンゲンに宛ててシュベーパービンへの注意を促している。ノエルトリンゲン市当局はシュベーパービンへの捜査を始め、彼女を逮捕、拘禁した。しかし彼女が主張するには、問題となっている産婦から3人の子供を取り上げたが、子供たちは彼女がケステンホルツを去る時にはまだ生きており、さらにこの産婦がもう一人の子供を死産した時にはシュベーパービンは既にケステンホルツの産婆ではなかったのだという。彼女と夫はケステンホルツで隣人紛争を抱えており、そのために体に魔法をかけられたとも主張した。そして自分を中傷したのは誰か明らかにするよう要求している。ノエルトリンゲン市はシュベーパービンを尋問したところ罪の自白は得られず、ケステンホルツで彼女の名を挙げた魔女の名前を照会している。シュレットシュタットはケステンホルツから得た情報として、シュベーパービンの主張は事実と合致しており、死産した女性も彼女の主張を裏付ける供述をしたことを突き止めてノエルトリンゲンに書き送っている。ノエルトリンゲン市はシュベーパービンを釈放し、彼女は産婆としての活動を続けることができた。1490年まで俸給を受け取った記録がある<sup>(11)</sup>。

以上は『鉄鎚』の記述と間接的に関係する記述であるが、直接証拠立てられないものの、二次文献の中にはもう一つこの時代の魔女事件について簡単な言及が存在する。法律家にして郷土史家であるアレクサンドル・ドルランはアムシュッツェルなる人物による1461年のラテン語の手稿本の記述を紹介している。その裏表紙には1461年と1462年に刑吏の娘が邪悪な女達によって苦しめられたと書かれている。娘の腹からは臍を通してまず大きな石、次いで小さな石、さらに様々な形の鉄の針、真っ直ぐや曲がった釘、ブリキ、鑿、馬の毛、リボン、塊茎、様々な形のガラス、鋭い刃物、その他の鋭利な道具が出てきて、非常な痛みの後にこの苦痛から解放されたという。そして悪魔の技でもってこれを行なった女どもは教養ある人達によって幽閉されたのだされている<sup>(12)</sup>。ドルランが参照したこの文書はしかしながら今日では失われており、市の文書館にも人文主義図書館にも見当たらない。

16世紀にまとまった記録があるのは1570年に5人の魔女が裁かれた事例である。4人が処刑、1人は獄中での自殺である。いずれも裁判記録の原本は伝わっていないが、市の教区司祭であったラインハルト・ルッツがこの事件について詳しい報告をしており、この中に自白調書が引用されている<sup>(13)</sup>。ルッツの趣旨は、魔女は悪魔と結託して神と地上の秩

<sup>(11)</sup> SANö: Rechenbüch bey Mathis Reÿzen vnd Hannsen Wanner anno (14) 90, fol. 88r.

<sup>(12)</sup> Dorlan, *Notices historiques*, t. 2, p. 202-203.

<sup>(13)</sup> Reinhardus Lutz, *Warhafftige Zeitung. Von den gottlosen Hexen, auch ketzerischen unnd Teufels Weibern*,

序を脅かさんとする危険な存在であり、世俗権力は全力をあげてその撲滅を図らねばならないというものである。

ところで1570年前後という時期はアルザス南部で集中的な魔女迫害が起こっており、後のコルマール市参事会員リッツェンターラーの年代記に「魔女戦争 (Hexenkrieg)」と呼ばれるほどの迫害の波の中で、コルマール近隣だけで1570-1572年の間に少なくとも43名が処刑(釈放は3名)されている<sup>(14)</sup>。特に葡萄栽培が農業経営の中心を占めていたこれらの地域の迫害の背景を理解するには農作物とりわけ葡萄の作柄を考慮しておく必要がある。実際1568-1574年にかけて毎年のような天候不順により葡萄の収穫は極めて悪い状態が続いていた<sup>(15)</sup>。住民からの告発についてはこうした一般的な背景の下で増加したであろうという予想はつくが、いずれにしても今のところ利用できる史料としては実際に魔女裁判が行なわれたことを伝えるごく短い文書以外にはルッツの報告だけであり<sup>(16)</sup>、事件の直接的なきっかけや背景は分からない。ルッツが引用している処刑された4人の魔女の自白調書を見ても、雹を降らせたという天候魔術に関してある程度の記述があるのは1人だけであり、あとの2人は末尾にごく形式的な付け足し程度の短い記述、そして被告アンナ・シュトラウブに至ってはまったく天候魔術の記述がない。記述の圧倒的大部分を占めるのは、誰それの豚や牛を殺した、誰それの子供を殺した、薪運びの助けを断った男に仕返ししたといった個別の害悪魔術であり、その中に農作物への危害は記されていない。したがってシュレットシュタットでの裁判のきっかけを天候不順による不作に直接的に求めるのはためらわれる。ただ天候魔術の記述が少ないからと言って個人的な妬みや被害感情の背景に生活条件の悪化がなかったということにはならないだろう。共同体の財の定常性が当時の経済観念の根底にあったからだ。

---

die zu des heyligen römischen Reichsstatt Schletstat im Elsass auff den zwey und zwentzigsten Herbstmonats des verlauffenen siebentzigsten Jars, von wegen ihrer schentlicher Teuffels Verpflichtung verbrent worden, sampt einem kurtzen Extract und Auszug ettlicher Schrifften von Hexerey zushen gebracht durch Renhardum Lutz Erythropolitanum, 1571. ルッツのこの論稿は後にアブラハム・ザウルの編纂による悪魔学論集の中に取り入れられている。Abraham Saur, *Theatrvn De Veneficis. Das ist: Von Teuffelsgespenst Zaubern und Giftbereitern, Schwartzkünstlern, Hexen und Unholden, vieler fürnemmen Historien und Exempel ...*, Frankfurt am Main 1586.

<sup>(14)</sup> BMC, Ms I Ch Als 82, Nr. 3, fol. 30v-32v.

<sup>(15)</sup> Claude Muller, *Chronique de la viticulture alsacienne au XVI<sup>e</sup> siècle*, Riquewihir 2005, p. 145-162; Malachias Tschamser, *Annales oder Jahrs-Geschichten der Baarfüseren oder Minderen Brüder S. Franc. ord. insgemein Conventualen genannt, zu Thann*, 2, Colmar 1864, S. 185-189; なお穀物価格は投機的売買を防ぐため再販売目的の穀物購入は一般にどの都市でも制限されていた。ただシュレットシュタットでは市外で売る場合にはこの制限は適用されていない。Charles Auguste Hanauer, *Études économique sur l'Alsace ancienne et moderne* t. 2: *Denrées et salaires*, Paris 1878, p. 65.

<sup>(16)</sup> 一つは1570年8月1日の参事会議事録で、コルマールに刑吏の応援を依頼するという旨の記述、もう一つは同年9月24日の会計簿で、魔女の尋問と処刑に関する諸費用を記載したものである。AMS, BB 83 (1567-1572), S. 302; CC 69, S. 25, 26, 29.



ロットヴァイル出身の報告者ルッツはフライブルク大学で修士を治め、バーゼル司教の下で働いていたらしい。1550年にシュトラスブルクの聖堂説教師に任命されるも、当地での反カトリックの空気に圧迫されて翌年からシュレットシュタットの司祭として活動を始める。1568年に任用が更新されるが病気のため以降は研究と著述に専念したらしい<sup>(17)</sup>。理解に苦しむのはカトリック司祭の彼が1571年の論稿の冒頭と末尾にルターの食卓談話を引用していることである。彼は1575年頃にプロテスタントに傾倒していたのではないかという噂があったらしいが、あくまでも噂であり、彼に愛心がなかったことは史料的にも確認されている<sup>(18)</sup>。さらにややこしいのはルッツは1558年の時点では魔女の処断に抑制的な態度をとっており、司法当局に慎重な姿勢を求めているのである<sup>(19)</sup>。1558年時点では空中飛行は悪魔のペテンによってそう思い込んでいるだけだと断じているのに対し、1571年の論稿では魔女が悪魔によって運ばれるとしており、その物理的な現実性を容認しているかのような記述に傾いていて、その点で揺らぎが見られる<sup>(20)</sup>。害悪魔術についてもその現実的な被害の方に重点が置かれ、魔女に対して厳しい処断を求めるように方向転換しているのである。

いずれにせよ魔女問題に関して言えば、聖職知識人の理論的言説と司法当局の実際の事件処理とは分けて考えた方がいいだろう。ルッツの論稿に引用されている自白調書が圧倒的に害悪魔術の記述で占められていることを考えると、彼の主張自体の趣旨は唐突で浮いている印象を与えるからである。魔女が本当に空を飛ぶのか悪魔によって運ばれるのか、それとも単にそう思い込んでいるだけなのかといった理論的区別は悪魔の能力及び魔女と悪魔との関係に関することであり、知識人悪魔学の世界に属している。そうした問題は現実の裁判ではそれほど重要性を持っていない。蓋し先走って言えば都市の現実の裁判では害悪魔術によって生じた現実の被害の評価と因果関係の究明が本題であり、そこでの悪魔は不可思議な現象を説明するための説明不要の万能の切り札に過ぎないからである。

1570年の迫害に関しては、そしておそらくはその後の迫害についても総じて仮説的に次のような予想を立てておくことができるかもしれない。知識人の言説の中ではミデルフォートが別出したような魔女犯罪の精神的内面化が妥当するだろうが、害悪魔術に固執

<sup>(17)</sup> Winfried Hecht, Zur Biographie des Schlettstadter Pfarrers Reinhard Lutz, in: *Annuaire de la Société des Amis de la Bibliothèque Humaniste de Sélestat*, n°28 (1978), p. 61-64.

<sup>(18)</sup> Nikolaus Paulus, Reinhard Lutz, ein Schlettstadter Pfarrer des 16. Jahrhunderts, in: *Archiv für elsässische Kirchengeschichte*, IV, S. 137-150.

<sup>(19)</sup> *Ibid.*, S. 149.

<sup>(20)</sup> Reinhard Lutz, *Religionis Christianae Methodvs*, Basel 1558, S. 198.

するカトリックでは魔女の超能力の現実性を肯定する傾向が見られる<sup>(21)</sup>。だがいずれにしてもそれは神と悪魔と魔女の関係性をめぐる悪魔学言説の世界である。都市の司法当局はそうした緻密な議論に分け入る余裕はない。彼らにとって魔女犯罪とは次から次に処理せねばならない案件の一つに過ぎない。彼らにとって重要なのは世俗の統治者としての責務である。そして強調しておきたいのは司法当局は知識人の言説に影響を受けながらも住民からの要求を睨んで独自の判断で魔女裁判を執行していたということである。

### 3. 民衆魔術

一般に魔女裁判はその多くが住民の間の嫌疑をきっかけにしている。しかし以下で明らかにするように民間の魔女像は司法官の魔女観念と同じではない。では民間での魔術や魔女とはいかなるものであったのか。極めて不鮮明ではあるが、事例から多少なりともイメージを掴んでおきたい。

民間の魔術観念は細分化された支配と裁判管轄の領域を横断して広がっている。文書が伝わった経緯は分からないがシュレットシュタットの文書館にはブルガルドルフという現フランス・モーゼル県に位置する村の魔女嫌疑に関する証人尋問の記録が残っている<sup>(22)</sup>。1608年にカタリーナ・シュトツフェルという女性が魔女として疑われたらしい。厩に寝泊まりしていた奉公人2人の証言として、そのうちの一人が床に就いたところ、異様な物音が聞こえてきた。彼が起きてみると、シュトツフェルが座っていた。証人は汗が吹き出し、言葉が出なかった。仲間を起こして「くわばらくわばら、そこに魔女がいる<sup>(23)</sup>」と言うと、仲間も魔女だと確認した。するとすぐに女は消えて今度は猫に変身し、厩のあちこちを走り回り、飛び回って恐ろしい唸り声をあげた。証人たちは馬が大丈夫か調べようとすると、猫は消えてしまった<sup>(24)</sup>。

ここで証人はシュトツフェルあるいは「悪魔 (teuffell) と悪霊 (böse geist)」を見たと言っている。通常悪魔は民間の証言ではなく専ら自白調書の中にしか登場しないから、これは稀な例と言える。この地域では教化が進んでいて一般住民の心性の中にキリスト教的な悪魔像が根付いていたと言えるのか、あるいはキリスト教的な悪魔像を前提とする尋

<sup>(21)</sup> H.C. Erik Midelfort, *Witch Hunting in Southwestern Germany 1562-1684. The Social and Intellectual Foundations*, Stanford 1972, pp. 30-66.

<sup>(22)</sup> この村はツヴァイブリュッケン = ビッチュとメツツの聖堂参事会が司法権を分け合っていたらしいが、残されているのは証人尋問の記録だけであり、この件の司法的処理については不明である。

<sup>(23)</sup> „botts dausent sacrament daß seint hexen daran“

<sup>(24)</sup> AMS, FF 35, Zeigen verhör, Vber argwönische hexen zue Burgoltorf von 22. 9bris 1608.



問者に合わせる形で悪魔を見たと言ったのは分からない。ただ証言では魔女シュトツフェルと悪魔とがはっきり区別されていない。魔女と契約を結ぶ人格的悪魔像ではなく、魔女自身が同時に悪魔であり不気味な存在であるという認識に立っている。悪魔という言葉が使われているとは言え、悪魔と魔女と変身した動物は渾然一体として区別がついておらず、民衆の証言の中に明確な悪魔が不在だというミュシャンブレ他の議論はやはりここでも妥当するように思われる<sup>(25)</sup>。シュトツフェルの具体的な容疑としては証人の娘に呪いの言葉を吐きかけて殺したというものである。しかし別の証人は彼女と喧嘩しているが、家畜を害されたという話を聞いてもシュトツフェルを疑ってはいないと明言している。さらに別の証人は馬が興奮して暴れた時、鎮めてもらうためにわざわざとかくの噂のあるシュトツフェルを呼んでいる。彼女が害悪魔術を疑われて告発されたのは確かであろうが、証人尋問記録と悪魔学的図式による魔女裁判とを直接に結びつけるのはかなり無理がある。

1624年から1626年にかけてマルティン・ザウルという市に雇われている小屋住み農夫が裁判にかけられている。被告への尋問調査等は失なわれているが、この人物について残された長大な証言記録と法律家の鑑定は、当時の民間での魔術の実際を伝えてくれる。

ザウルは本業以外に民間の呪術師・治療師として活動しており、呼ばれて人間や家畜の病気を治して謝礼を受け取っていたらしい。彼の治療法には幾つかのやり方があったが、ほぼ共通しているのは災難の原因を何らかの具象物に仮託してそれを追い出すことが必要だと顧客に信じさせるものである。マリア・シュペナーが腕と頭の痛みを訴えた時、ザウルはヘーゼルナッツを煎じて作った軟膏を塗って、藪の中にいる蛇が原因だと言った。やがて痛みは消えた。馬が怪我をしたのも納屋に住んでいる蛇のせいだから、これを追い出さねばならないと、そして彼は持って来させた牛乳壺を納屋に置き、蛇を捕まえたと言った。しかし彼女が蛇を見ようとしてもザウルは蓋を開けず、小川に持って行って中の牛乳を流してしまった。ちらりと見えたものはただの木片だけだった<sup>(26)</sup>。

ザウルという魔術師は共同体にとって常に両義的な存在である。彼の治療は実際うまく

<sup>(25)</sup> 民衆文化とエリート文化を対立させて後者による変容圧力を強調するミュシャンブレの所論についてここで全般的な再検討を加える余裕はないが、事実確認のレベルでは筆者の史料と付合する点も多い。Robert Muchembled, *Culture populaire et culture des élites dans la France moderne : 15e-18e siècles*, Paris 1978, p. 287-340.; ミュシャンブレに対する批判として Herbert Eiden, *Elitenkultur contra Volkskultur : Zur Kritik an Robert Muchembleds Deutung der Hexenverfolgung*, in: Rita Voltmer und Günter Gehl (Hrsg.), *Alltagsleben und Magie in Hexenprozessen*, Weimar, 2003, S. 21-32.

<sup>(26)</sup> AMS, FF-enquêtes (1624-1625), S. 504-507.

行くことも多く、それが顧客の信頼を繋ぎ止めていた。しかしまた効果を現わさないことも多かった。依頼に応じて役に立ってくれることもあれば、不気味な予言が実現して邪悪な技の行使を疑われることもあった。民間の魔術世界では魔術と対抗魔術、治癒・幸福をもたらす魔術と害悪魔術とは常に同一平面上で力の均衡関係にある。だから魔術によって何かの危害をもたらされたと思ったら、まずは危害を加えた者の所に行き行って治してもらおうよう頼むのである。このことはつまり共同体や個人にとって好ましくない害悪魔術を行使するような人物とも共存していかざるを得ないことを意味する。不気味で不愉快な隣人は常に近くに居るから、そういう人物とも付き合いがいかねばならないのである。

ハンス・シュミットの寡婦マグダレーナの牛が乳を出さなくなってしまった時、相談を受けたザウルは鍋に穀物を入れて持ってくるように指示した。彼はそれを火にかけて何やら穀物に話しかけた。そこから黒くなった豆が出てきたが、ザウルがそれを手に取って説明するには、その豆はマグダレーナの隣人で牛を駄目にした張本人であり、路地に紐を置いて、朝その上を牛が歩くと乳が出なくなるというのである<sup>(27)</sup>。この後しばらくするとマグダレーナの牛はまた元通り乳を出し始めた。このことでマグダレーナはザウル呪術に大いに満足している。彼女はザウルが別の魔術の儀式に使ったナイフを長いこと保管していた。証人尋問を受けた際にはどこかに失くしてしまったと答えているが、当局に証拠品として押収されるのを恐れての答えだとも考えられる。少なくとも彼女はザウル呪術の治療にかなりの信頼を置いていたことが読み取れる。別の証人は自分の奉公人が4頭の馬で荷物を運ぼうとしたら、お前は町から出られないよとザウルに言われている。そして事故に遭って実際にその通りになってしまった。ザウル呪術の邪悪な技の行使を疑いながらも、しかしこの証人はそのことでザウルを非難しようとは思わないと語っている。また別の証言によるとザウルは隣人の家で数人と飲みながら、ゲオルク・ゲゼルに対し彼の馬が災難続きであったことを慰めている。馬を助けてくれるかと聞くゲゼルに対し、もちろん助けてあげるつもりだが、まずは黒馬が一頭死ぬことになると言ったのだった。さらには残念ながらあんたが生きている間には災難が続くだろうと不吉な言葉を口にした。どうしてそんなことが分かるのかと聞くゲゼルに対し、あんたの馬小屋には悪い蛇と蚊がいて、そいつが馬の上に居座っているから馬が死ぬんだと言っている。そして実際その通りになった。予言する能力は操作する能力に通じる。ゲゼルはザウルが邪悪な技を使って自分を苦しめていると疑っており、ザウルのような男とは関わりたくないと言っている<sup>(28)</sup>。

<sup>(27)</sup> AMS, FF-enquêtes (1624-1625), S. 508-509.

<sup>(28)</sup> Ibid., S. 555-557.

彼は首刎ね人も怖くないと豪語するように、魔術師としての自分を自信たっぷりに吹聴する傾向が強く、また魔女として特定の人物の名を挙げて災いの原因を帰することが多い<sup>(29)</sup>。魔術師に限らず共同体の中では、疑わしいと思っても通常特定の人物を最初から魔女だと名指しすることはしない。名誉毀損訴訟での立証の必要性、敗訴のリスク、また本当に相手が魔女だった場合、報復される可能性も考えねばならない。だから自分に味方してくれる人がどれくらいいるのか慎重に見極めながら相手の出方を探っていくのである。特に魔術師の場合、肝心な部分をぼかして意味ありげな謎をかけながら共同体の疑いを特定の方向に誘導するといった人心操作によって、リスクを避けながら顧客を離さない術を心得ている<sup>(30)</sup>。

ザウルもまた民間の魔術師に共通した人心操作術で顧客を繋ぎ止めていた。彼は顧客に災難をもたらした魔女だとアグネス・マイとアンナ・ブラウンシュタインを具体的に名指ししているが、彼女らは既にザウル裁判の10年前から魔女の噂があったことが名誉毀損訴訟から判明している。つまり彼女らの名前は外れる危険の少ない安全牌だったわけだ。マティス・フォーゲルは馬が病気になった時、ザウルを呼んで助けを求めている。馬は汗をびっしょりかいたが、その後また回復した。ザウルはこれは魔女の仕業だとして、奉公人に窓から外を見るように指示している。するとある奉公女が馬屋に入って再び出るのが目撃された。ザウルは彼女が馬を病気にしてまた治したのだと説明している。ここでザウルはさも偶然であるかのように装っているが、おそらくは事前にこの奉公女がやって来ることを知った上で奉公人に指示した可能性が大きい。目撃された女性は以前フォーゲルに雇われていたが、解雇される際にフォーゲルが給金の支払いを値切ったことから彼女は仕返してやると怒っていたのだ<sup>(31)</sup>。顧客が漠然と感じているが口に出しては言わない疑念を敏感に読み取り、別の複数の情報と組み合わせた上で顧客の疑念を特定の方向に誘導し、強めていくことは民間魔術師の常套手段である。魔術師は博打打ちではない。予測が外れた場合のリスクを考えながら慎重かつ巧妙に立ち回る。

ただしザウルには粗野で直接的、自己顕示欲によるやや不用意な言動が目立つ。このことは彼の立場を決して有利にはしなかったであろう。ある証人は病気の子を治してもらうためにザウルを呼んだ。彼の腹から太鼓を叩くような音が聞こえてきたので不思議に思っ

<sup>(29)</sup> 彼が自分の顧客に魔女だと吹き込んだ人物のうち、アンナ・ブラウンシュタインとアグネス・マイはその後の魔女裁判で処刑されている。AMS, FF 37, fol. 38v-41r, 46v-48v.

<sup>(30)</sup> Rainer Walz, *Hexenglaube und magische Kommunikation im Dorf der Frühen Neuzeit. Die Verfolgungen in der Grafschaft Lippe*, Paderborn 1993, S. 208-217.

<sup>(31)</sup> AMS, FF-*enquetes* (1624-1625), S. 543-547.

ていると、ザウルが言うにはこれは嵐が来る前兆で、この後に雷が鳴って稲妻が走るのだと。この言葉に証人は驚愕している<sup>(32)</sup>。

1626年8月12日の鑑定には彼が巷の悪い噂の対象になっていたと記されているから、おそらくは周りの住民からも指弾される形だったのだろう。しかし鑑定は噂だけでは拷問できないともしており、直接には市の上層部との何らかの確執が彼を公的訴追に追い込んだように思われる。具体的なか中は不明であるが、彼は市長の家に中傷する紙を貼り付けたり、あるいは司祭を侮辱して自分の方がよっぽど天国に近いと発言しているのである。いよいよ訴追されることが明らかになった時、彼は自分を牢屋に送ろうとしている者に復讐すると脅して回っている<sup>(33)</sup>。

災いをもたらす力とこれに対抗する力との均衡関係で成り立っている民衆魔術の世界に対し、正と邪を峻別し公認の権威のみに正統性を認める教会の立場からは操作的な民衆魔術はその多くが「迷信」の側に追いやられることになる。ザールラント地方の民衆魔術について調査したラブヴィーは17世紀頃からこうした教会の教えが徐々に民衆の心性に影響を及ぼしてきたこと、それにもかかわらず彼らはその思考の基本的な部分でキリスト教会の枠組みを受け入れなかったことを論じている。災いがあれば、そしてそれが不可視の魔術的影響によると考えられるならば、人々は呪術師の助けを借りながら様々な対抗魔術によってこれを防ぎ、あるべき状態を回復しようとする。そこには本来キリスト教的な意味での悪魔が存在する余地はほとんどない。しかし教会の影響によって人々は個人や共同体にとって望ましくない人物に魔女という否定的な烙印を押しつけて排除しようようになった。そのための思考枠組みとして、悪魔学の図式が言わば彼らによって利用される形になった<sup>(34)</sup>。悪魔という絶対悪の形象は人の心の中にもなく、誰しにも忍び寄ってくるものでもなく、特定の人と結びつけられることで排斥の目標となりうる。しかも民間の思考では超自然的能力を持つ悪魔は超自然的能力を持つ魔女自身と渾然一体となっている。

このことは操作的な民衆魔術がキリスト教の要素を取り入れ、それと矛盾なく共存するという事態と符合する。アルザス地方でも広く普及していた魔術本『霊の楯』は邪悪な魔術を防ぐ祈りを記したものである。それはラテン語からドイツ語に訳され、10×7センチ

<sup>(32)</sup> AMS, FF 35a, Consilium betref. Martin Sauren verdachte zauberey vnd darüber vorgenommene inquisition 12.8.1626.

<sup>(33)</sup> AMS, FF 35a, Consilium criminale Martin Sauren betreffend 21.10.1626

<sup>(34)</sup> Eva Labouvie, Verbotene Künste. Volksmagie und ländlicher Aberglaube in den Dorfgemeinden des Saar-raumes. (16.-19. Jahrhundert), St. Ingbert 1992, S. 318-325.

チという持ち運び容易な小型本の形で行商人によって売り歩かれているうちに有益-有害な力の均衡関係という民衆魔術の磁場に捉えられ、邪悪な魔女の術に対抗するための魔術マニュアル本として受け入れられていく<sup>(35)</sup>。この本は遅くとも17世紀半ばには今日伝わるものの原型が作られ、その後何度も版を重ねる毎に新しい要素が付け加えられていった。所有者はその魔力が自分に向かってこないように決して公にはしないと考えられていた。中身は生命や財産への害を防ぐための対抗魔術的な祈りの文句、つまりは呪文であるが、これは言葉それ自体が魔力を持つという信仰に基づいている。ミサでの正しい祈り、水や土地を守るための聖別と祈りの仕方、病気を防ぐ文句、無事な出産をするための文句、一日の各時間における適切な祈り、メダルの霊験など、本来神や少なくとも聖人に向かうべき祈りは形式化した言葉それ自体の魔力とその利用へと重心がずらされていく。しかも在地の聖職者や在俗名士もまたこうした信仰を部分的にせよ共有していた。アルザス南部の村ではミサの際にこの本が置かれていないかどうか司祭が祭壇を調べていたという。うっかりこの本を聖別してしまうと、その魔力が増大すると信じられていたからである。それでもこの本、そして民衆魔術の世界はキリスト教とは別個の思考体系だと意識されてはいなかったこと、ましてや反逆的なものではないことは強調しておかねばならない。儀式はしばしばキリスト教の言葉を借り、それを行使する者は正統なキリスト教信仰と矛盾しないと考えられていたのである<sup>(36)</sup>。

マリア・シュペナーの子供が頭痛を訴えた時、呼ばれたマルティン・ザウルは子供が帽子をはたき落としたかと聞いている。その夜不思議な物音がして、数日後に頭痛は治った。再びやって来たザウルの助言は教会に行けというものであった。彼は前述マグダレーナの夫に言っている。「聞けよ、あんたは正しく祈っちゃいない。悪魔がそこに居て取り憑いてる。俺の後について祈れ。神様の下で安んじていられるように祈り方を教えてやろう。<sup>(37)</sup>」彼は逮捕された後も自分の行為は認めながら、その技は決して悪魔的なものではないと言い張っている。マリア・シュテルツの豚が暴れたのでザウルを呼んで彼が背中を

<sup>(35)</sup> Der geistliche Schild, so vor 300 Jahren von dem heiligen Papst Leo X. bestätigt worden, wider alle gefährliche böse Menschen sowohl, als aller Hexerei und Teufelswerk entgegengesetzt, Neuding 1840; Gérard Leser (trad.), *Le bouclier spirituel = der geistliche Schild*, Mulhouse 1990, p. 7-13.

<sup>(36)</sup> 1754年のコンスタンツ司教による教書の中でもこの本を含む複数の魔術本が出回っていることが警告されている。スイス・エメン溪谷地方の調査では20世紀初めの時点で『モーゼ第六と第七の書』を除き概ねこれら魔術本は消滅しているもの、数年前までは密かに出回っていたという。N. Zimmermann, *Ein Hirtenbrief gegen abergläubische Schriften*, in: *Schweizerisches Archiv für Volkskunde* 17 (1913), S. 186-189. 『モーゼ第六と第七の書』については拙著『魔女裁判—魔女と民衆のドイツ史』吉川弘文館2000年、170-182頁参照。

<sup>(37)</sup> „hörestu kanst nicht recht betten, bist des teuffels da du mir volgstest, wolte dich betten lehren, dz du beÿ Gott angenehem wehrest“ AMS, FF-enquêtes (1624-1625), S. 514.



撫でると豚は回復した。ザウルが言うにはシュテルツたちが豚のために神の祝福を祈っていないから災いがやって来るんだというのである<sup>(38)</sup>。

全体としてザウルの魔術はごく卑近な実利的需要に応えるものであり、死後の世界や天使(=悪魔の化身)との遭遇、ヴェヌス山での祝祭など神秘的宇宙の物語性を示すものではないし、当局もそうしたことを問題にはしていない<sup>(39)</sup>。ただ当局は彼の魔術的治療が悪魔の助けによるのではないかとの嫌疑から捜査を始めている。尋問調書自体は伝わっていないので確たることは言えないが、しかし鑑定意見からはザウルが自分が異端でも悪魔と関係があるとも思っていないことが伝わってくる。この強情さに当局も困惑して2度に亘って鑑定を依頼したのである。

ザウルに対する鑑定はかなり詳細なもので多岐にわたるが、ここで注目したいのは彼が否認を続けた場合の拷問の仕方についてかなり具体的に指示していることである。ザウルの否認は「沈黙の魔術 (maleficium taciturnitatis)」だと考えられるから、まずは聖職者を呼んできて説得させる、服を脱がせて怪しいものが隠されていないか調べ、さらには体毛を剃り、体を温水で洗って徹底的に探索する。それでも自白しないならば、刑吏を呼んで手を縛り、体を破壊しない程度の通常の重さの錘をつけて幾度か引き上げる。それでも効果がなければ、足が地面につかないように背もたれのない高椅子に座らせて監視人に見張らせ、2日と2晩眠らせない拷問をする。但し拷問の前には神の言葉を読み聞かせて被告を沈黙の魔術から解き、また聖別された塩、聖遺物、神の子羊の聖具 (agnus dei) などを用い、また聖水を飲ませたり振りかけたり、聖別された水や塩を使った料理を食べさせたりして悪魔の力から遠ざける必要がある。以上すべてを試みても頑強に自白しなければ、拘禁を解いて釈放せざるを得ない。その場合ウアフューデにより市に復讐しないことを誓わせた上で自宅軟禁に処する<sup>(40)</sup>。

尋問調書が残っていない以上、もちろん市がこの鑑定に従ったという証拠はない。しかし市が鑑定を依頼したのはフライブルクの法律家トーマス・メッツガーであり、市はその後も複数の魔女事件の鑑定をこの人物に依頼していることから、信頼を置いていたことは確かであろう。メッツガーは全体的に被告には非常に厳しい鑑定を出しており、その後のシュレットシュタットの激しい迫害に彼が何がしかの影響を及ぼした可能性がある。

<sup>(38)</sup> AMS, FF-enquêtes, S. 563.

<sup>(39)</sup> アルゴイ地方における彼岸世界についての民間信仰と当局の解釈・抑圧については Wolfgang Behringer, Chonrad Stoecklin und die Nachtschar. Eine Geschichte aus der frühen Neuzeit, München 1994.

<sup>(40)</sup> AMS, FF 35a, Consilium 12.8.1626



この時点での鑑定意見によれば、カール五世刑事裁判令では単純なる魔術 (*magia simplica*) と卑俗なる魔女術 (*maleficium seu veneficium vulgum hexerey*) を区別しているのだとしている。ザウルの行為は後者にあたるもので悪魔の助けなしにはなし得ないという見解である。但し住民の証言に依拠している以上、鑑定意見もごく卑近な害悪魔術への言及に止まっており、事件を背教など異端的要素や魔女のサバトといった整合的な悪魔学の図式に当てはめる意図は見られない。

アルザス帝国都市への鑑定意見を見た限りではあるが、ここまで具体的かつ詳細に拷問方法を指示している鑑定は他に見られない。過去にも魔女裁判を行っていたとはいえ、この時点で市当局には魔女事件の尋問方法について経験が継承・蓄積されておらず、どうすればいいのか手探りの状態だったと思われる。と言うのも 1628 年にシュレットシュタットは帝国騎士領アンドラウから書簡を受け取り、やはり魔女裁判の尋問方法について詳細な説明を受けているからである<sup>(41)</sup>。

サン・ディエを中心としたヴォージュ地方の民衆魔術を魔女裁判史料と 17 世紀の民間魔術マニュアルから扱ったディードレルは、在地の聖職者も裁判官も不可思議なものに対する観念を被告と共有していたと論じている。敵はそうした共有観念の外側にいたのではなく、内側にいたのである。被告は正統を任じる権威にとってみれば魔術的操作の世界における競争者の立場にあった。だからこそ魔女裁判が苛烈を極めたのである<sup>(42)</sup>。そう考えると教会の公的権威が総体としての民衆信仰を迷信として向こう側へ追いやったという単純な図式が妥当しないことが理解できよう。民間の魔術的思考の磁場では、光と影、正と邪の絶対的区別が、福をもたらすものと不吉で忌まわしいものの対立へと微妙にその軸をずらされてしまう。在地のキリスト教自体がまたこの磁場の中に捉えられていたとも言える。ザウルの尋問に悪魔を遠ざけるキリスト教の対抗魔術的儀式がふんだんに盛り込まれているのも、そうした文脈で考えることができる。

市の名士会館の管理責任者 (Hauptkann) だったバルタザール・バックが著した年代記は同時代の証言記録として貴重であるが、1626 年 10 月 7 日にザウルが参事会に二度と悪魔と関わりを持たないことを誓わねばならなかったとある<sup>(43)</sup>。だが実際にはザウルは自分の罪を認めていない。その後 10 月 21 日の鑑定からは彼が相変わらず無実を主張していたことが分かる。鑑定者のトーマス・メッツガーとアダムス・マイスターはしたがってザウ

<sup>(41)</sup> AMS, FF35 (Brief von 17. 5. 1628)

<sup>(42)</sup> Jean-Claude Dieder, *Le testament de Maître Persin : l'imaginaire et les croyances des anciennes populations rurales ; XV<sup>e</sup> - XVII<sup>e</sup> siècles*, Metz 2000, p. 295-299.

<sup>(43)</sup> BHS, Ms 273, 07.10.1626.

ルの拘禁を続けて拷問にかけるよう意見を出している。この鑑定の中ではザウルが自分に不利な証言をした者を雷と電で粉々にしてやると息巻いていたことが引用される。さらに聖職者に対しては彼らが知らないような千もの秘蹟の文句を唱えてやると侮辱している。鑑定の最終意見としては彼を市外へ引き出し、異教徒との戦いの前線であるハンガリーに送り出すというものであった<sup>(44)</sup>。

既述のようにザウルが顧客に魔女だと告げたアグネス・マイとアンナ・ブラウンシュタインは既にザウル裁判の10年前から魔女だと噂されていた。この二人を含む3人の女が足洗いのための水に左足をつけ、その後この水を流してよからぬことを起こそうと企んでいたという。別の又聞き証言ではこの女たちが足洗いの水を流したら、たちまち氷になったというものもある<sup>(45)</sup>。ザウル裁判の3年後1629年2月にはより魔女犯罪を思わせる噂の件でマイが名誉毀損訴訟を起こしている。マイは自分の息子の妻を招いた際、嫁から子供を奪おうとする相談を誰かとしていたという。慌てて帰った彼女は夫にそのことを話した。夜外で物音が聞こえるので彼は鉄串を持って外に飛び出し、大きな猪を見て攻撃を加え、猪は傷を負って逃げて行った。翌日彼女が義母のマイを訪ねると、彼女は怪我をして床に臥せり外科術師の治療を必要としていたという<sup>(46)</sup>。この時点での市当局の対応は冷静であった。4月3日に出された裁定でマイについての噂をした被告側は4日間の禁錮と罰金を言い渡されている<sup>(47)</sup>。市民の間での魔女中傷の拡大は共同体の不安定化要因でもあるから、市は通常発言の有無のみを問題にして中傷した側を処罰しようとする。ところがその僅か3ヶ月後の7月9日に彼女は魔女として処刑されてしまうのである。しかもマイの自白調書には足洗いの水の話も猪のことも一言も言及されていない。極めて型通りに若い時分の姦通、悪魔の登場と脅し、神の否定、粉と棒による悪行、空中飛行が語られている。動物が登場するのは本人の変身としてではなく、空中飛行の乗り物としてである。鍋の中身をひっくり返して悪天候を呼ぶという話は天候魔術と関連しそうであるが、具体的な記述はない。民間の噂に出てくる主題とまったく無関係ではないかもしれないが、全体としてはそうした噂を丁寧に検討することなしに上から機械的に悪魔学の図式を当てはめたと

<sup>(44)</sup> AMS, FF 35a, Consilium 21.10.1626.

<sup>(45)</sup> アポロニア・クロイツァーに対してマイが中傷の噂を広めたとして訴えた訴訟と、その過程でのマイの言葉「売女、魔女 (hur vnd hex)」に反応してクロイツァーが起こした訴訟。3人目の女の名は不明。AMS, BB 83 (1616), S. 79-80, 107, 108; FF-enquêtes (1615-1616), S. 300-305. なお3という数字はキリスト教で重要な意味を持ち、これがその反転像としての悪魔の業にもしばしば使われる。また左という点もよからぬことという言外の意味を持っている。

<sup>(46)</sup> AMS, BB 83 (1629-1631), S. 23-25.

<sup>(47)</sup> AMS, BB 83 (1629-1631), S. 90.

いう感が強い。自白の多くの部分を共犯者の人名が占めていることから、マイの裁判は上からの魔女狩り自動装置の作動によるものだということが言える<sup>(48)</sup>。彼女に有利な裁定が出た4月3日の参事会決定の2日前には後述アポロニア・クレーマーに関する鑑定が出され、クレーマーの自白がまとめられたのは4月26日である。1629年4月からマイが処刑された7月の期間におそらく事態は急展開を遂げたのだろう。

#### 4. 大迫害

シュレットシュタットの集中的迫害は1629年のアポロニア・クレーマーの逮捕に始まる<sup>(49)</sup>。前述マイの裁判を遡ることおよそ2ヶ月程前である。逮捕時既に70歳に達していた彼女は養老院で過ごしていたが、自分の部屋を持っていたらしいことから、寡婦ではあるが財産があって養老院に受け入れられていたらしい<sup>(50)</sup>。彼女はかつてケステンホルツに住んでいたが、そこで牛を殺したという疑いが持たれていた。同じ養老院にいたカタリーナ・フークはクレーマーが自室で大きな男と踊っていた、誰も彼女のような魔女とは一緒に食事をしたがらしないと非難していたのである<sup>(51)</sup>。この非難に対しクレーマーは長いこと答えなかった。魔女だとの非難を無視したり笑い飛ばすことで相手の攻撃を無力化するという戦略はしばしばとられる隣人間紛争の反応であるが、それも戦略的な配置を十分考慮した上でなければかえって逆効果になる。この場合クレーマーの態度はやましい心の表われだと解釈されたのである。彼女は2月2日にフークを訴えたが、時既に遅しだった。フークは逆にクレーマーをケステンホルツで訴えることになる<sup>(52)</sup>。養老院長は法律家に鑑定を依頼する。彼女は養老院でも座っている時に犬を足で触って病気にし、食膳係に頼まれて再び治している。自室で誰かと喋っているような様子があり、ある日は食事を欠席して目に誰かに殴られたような赤い痣を作っていた。4月1日に出た鑑定は彼女が喋っていた相手は人間と対話する人格を持った悪魔であり、魔女は悪魔によく殴られるという既成の観念を当てはめている。そして魔女の疑い濃厚であるとしてクレーマーの拷問を指示してい

<sup>(48)</sup> AMS, FF 37, fol. 38v-41r.

<sup>(49)</sup> 1629年以降の迫害の概況については Dorlan, *Notice historique*, t. 2, p. 187-194 ; Jean Pons, « Le tragique destin des sorcières de Sélestat », dans : *Annuaire de la Société des Amis de la Bibliothèque de Sélestat* 1998, p. 57-62 ; Tharasic Niedhammer, *Sorcellerie 1629-1642 extraits de FF 37 Fascicule unique* (2000), non publié ; Ms 123, S. 70 ; また拙稿「魔女観念と都市の司法—近世アルザス帝国都市の魔女裁判から」ヨーロッパ文化史研究 18号 27-123頁（特に111-115頁）をも参照。

<sup>(50)</sup> Paul Adam, *Histoire des Hospices et Hôpitaux de Sélestat*, Sélestat 1960, p. 25-30.

<sup>(51)</sup> AMS, BB 83, S. 28-31.

<sup>(52)</sup> AMS, BB 83, S. 44.

る<sup>(53)</sup>。この鑑定もまたメッツガーの筆によるものである。こうしてクレマーは逮捕、拷問され、4月26日には悪魔との出会いと情交、空中飛行、魔女の結婚式など一通りの魔女犯罪を自白した。彼女は複数名の共犯者を自白して、これが続く大迫害のきっかけとなり、これ以降1631年末までに72名の犠牲者を数えるまでに至ったのである<sup>(54)</sup>。

### (1) 官庁の情報ネットワーク

ところでこれまでごく散発的にしか起こっていなかった魔女裁判が突如として急拡大した背景として、第一に一般的な不作による生活条件の悪化と住民からの告発圧力の増大があるだろう。1570年の迫害と同様、1628年から1630年にかけて近隣地域でも住民からの魔女告発の動きが盛んに出ている<sup>(55)</sup>。アポロニア・クレマーが関係していた隣町のケステンホルツでは2名の女性が疑われていたが、住民による「委員会 (Ausschuß)」がお上への不服従をもちらつかせながら当局に彼女らの訴追を迫っている<sup>(56)</sup>。ここを支配するシュトラスブルク聖堂参事会は住民組織を刑事裁判の原告にしてもよいと、管区長に住民の迫害熱を煽るような指示を出しているのである<sup>(57)</sup>。これは統治権者による上からの司法統制の実質的な放棄とも言える。

またシュトラスブルク司教領であったベンフェルトでは在地役人が管区長に住民の間の魔女嫌疑の高まりを伝えている。その際注目すべきは当局が作成する自白調書では登場することのない牛乳魔術が住民の間で問題になっていることである<sup>(58)</sup>。ザウルについての証言でも同様の疑惑が問題になっている。以下詳述するように民間の魔術嫌疑と司法当局の解釈には齟齬が見られる。住民の噂をそのまま伝えて管区長の判断を仰ごうとするシュルトハイスラ在地役人の報告と、領主司教官の命令を受けて魔女を訴追する管区司法官が作成した自白調書とでは相当のニュアンスの相違が見られるのである。住民の間の魔女嫌疑と当局の解釈は食い違っており、自白調書に表われる罪状は決して民間の思考を直接反

<sup>(53)</sup> AMS, FF 35a, Consilium vber Appolonia Krämerin in puncto bezüchtigter hexerej, den 1. apr. 1629.

<sup>(54)</sup> AMS, FF 37, fol. 1r-4v; BHS, Ms 123, S. 70; cf. Dorlan, *Notices historiques*, t.2, p. 187-194; Yvette Beck, « Procès de sorcellerie en Moyenne-Alsace au début du XVII<sup>e</sup> siècle », dans : *Annuaire de la Société d'histoire et d'archéologie de Dambach-la-Ville*, Barr, Obernai (1974), p. 9-29.

<sup>(55)</sup> 天候不順と特に葡萄の不作については Claude Muller, *Chronique de la viticulture alsacienne au XVII<sup>e</sup> siècle*, Riquewihr 1997, p. 76-87; P: E. Malachias Tschamser, *Annales oder Jahrs-Geschichten der Baarfüsseren oder Minderen Brüdern S. Franc ord. insgemein Conventualen genannt, zu Thann, Colmar 1864*, S. 434; Jean-Jacques Meyer, *Chronique strasbourgeoise de Jean-Jacques Meyer. L'un des continuateurs de Jacques de Koenigshoven* (trad. par Rodolphe Reuss), Strasbourg 1873, p. 125. Dorlan, *Notice historique*, t. 2, p. 165-166.

<sup>(56)</sup> AMSt, Z117/139, f° 38-39; 住民の「委員会」については Walter Rummel, *Bauern, Herren und Hexen. Studien zur Sozialgeschichte sponheimischer und kurtrierischer Hexenprozesse 1574-1664*, Göttingen 1991.

<sup>(57)</sup> AMSt, Z117/139/f° 38-44.

<sup>(58)</sup> ADBR, 2B 81, fol. 305r-307v, 308r-309v.

映したのではないということは強調しておきたい。

そもそもこの時期にもし住民からの魔女告発が増えたとするならば、1570年頃の迫害と同様気象変動の影響について考慮せねばならないだろうが、判断は何とも難しい。何よりも司法当局による上からの逮捕・処刑が多く続いているので、それが生活条件の悪化を背景にした民間からの告発を受けてのものなのか、それともそれとは別の文脈から来ているのか、これを判断するには司法手続きとしての魔女裁判だけを追っていてもなかなか見えずらい。魔女迫害というのは公的な訴追に至るまでに被告を取り巻く噂や中傷、そして防禦という前史があり、公的訴追の急増はその前史を覆い隠してしまうからである。アルザスでは1625年から1628年まで葡萄の収穫が非常に悪い状態が続いており、それが市全体の経済にも多分に影響していただろうが、1629年から1631年まではむしろ非常に良い収穫を得られている<sup>(59)</sup>。にもかかわらずベンフェルト、そしてシュレットシュタットでも迫害は1631年まで続いている。心的方向性の形成は外的生活条件に遅れてやって来るとは言え、ここをどう解釈するかは簡単ではない。とりあえずは魔女裁判が急増する局面では住民の間での疑惑が告発へと結晶化する前に、それをきっかけとしながらも、民間の魔女排除とは別の論理による上からの訴追が前者を凌駕してしまったかもしれないという仮説的な予測を立てながら以下論を進めたい。

だがこの時期のベンフェルトでの迫害の急拡大には住民の動きに加え、管区内部及び近隣諸邦の官庁同士の情報交換があったことを見逃すわけにはいかない。在地シュルトハイスからの報告を受けて1624年に管区長ブーラッハはツァーベルンのシュトラスブルク領主司教官房に伺いを立てている。これに対して領主司教レオポルトの名前でも出された書簡では、被告の罪状確認の手続きを厳正にしようとするあまり、領内各地を移動するのに必要な出費が嵩んでいる。臣民が噂や不平の充満で不安にならないように本当にそうした手続きが必要かどうか考え直せというものであった<sup>(60)</sup>。聖堂参事会領ケステンホルツの例と同様、ここでも在地の迫害圧力をお上が追認して統制を緩めようとしている様子が伺える。

必ずしも迫害に熱心だったわけではない管区長のブーラッハを押し切ったのは書記を務めていたフランツ・ベルンハルト・リューメリンだった可能性が大きい。ある訴訟に関してリューメリンは個人的利害関係から魔女訴追を行なったのではないかと被告の夫がブー

<sup>(59)</sup> 1629-1631年の豊作についてもまたMuller, *Chronique de la viticulture alsacienne au XVII<sup>e</sup> siècle*, p. 76-87を参照；シュレットシュタット周辺の葡萄栽培は拡大しすぎて栽培に不適な土地にまで広がったため、市場でこの町の葡萄酒は不評となった。市当局は1630年に市の東に広がるガルトフェルト地区の葡萄の苗をすべて引き抜かせており、これが大きな不満を巻き起こしている。Ms 123, S. 71；Dorlan, *Notice historique*, t. 2, p. 165-166.

<sup>(60)</sup> ADBR, 2B 82, fol. 387r-387v.



ラッハに抗議しているのである<sup>(61)</sup>。リューメリンはもう一つ帝国都市ロースハイムの上級シュルトハイス職を兼ねていた。十都市同盟加盟の諸都市の中でも弱小であったロースハイムは上級シュルトハイス職を買い取る財政力がなく、この職は帝国レーエンとしてリューメリン家が継いでいた。刑事裁判の審理は第一審で4人の市長、8人の参事会員、8人のツンフト親方からなる都市の裁判所が担うが、ここでは拷問をすることができなかった。被告が自白しない場合は流血裁判権を持つ上級シュルトハイスに上げてここで最終審理が行われる。その際看守長その他の然るべき人物が同席せねばならず、また市は裁判手続きに問題があると考えた場合は案件をハーゲナウの帝国代官府に上げることとされており、上級シュルトハイスの専断を防止する仕組みが存在していた<sup>(62)</sup>。しかしこの仕組みを無視して魔女裁判を強行したのがリューメリンである。被告に聴罪司祭との接触を許さないなどその訴訟指揮に多くの問題点が指摘されており、メリアンの地理書にも「異様な仕方で (ungewöhnlich)」統治したと記されているこの人物の下で、1627-28年のロースハイムでは少なくとも13名が魔女裁判に巻き込まれている<sup>(63)</sup>。

いずれにせよベンフェルト管区では1620年頃から散発的に行なわれていた魔女裁判が1629年に入ると激増して、1631年までに5歳の子供やベンフェルト市長を含む87名以上が訴追されている<sup>(64)</sup>。このベンフェルトの大迫害はシュレットシュタットのそれに僅かに先行し、そしてまた両者は緊密な情報交換を行なっている。1629年6月27日にベンフェルトの代官所はシュレットシュタットに書簡を送っている。ベンフェルト管区内のシュトツハイムで逮捕された魔女には共犯者がいるに違いないので、シュレットシュタットで裁かれた魔女の自白内容を知らせてほしい、ベンフェルト側の情報は既に伝えてあるが、シュレットシュタットからは未だに返事がない、早く返事をくれと督促の手紙をよこしているのである<sup>(65)</sup>。1629年には他にもザンクト・ピルトとのやり取りの手紙が残っている。シュレットシュタットの照会に答えてザンクト・ピルトは魔女の自白の記録を調べ、具体的な名前と住所を書き送っている<sup>(66)</sup>。シュレットシュタットの大迫害のきっかけと関係しているであろうケステンホルツの訴訟に関して主計長のブラッヘルマンがシュレットシュタットに照会している。被告の2人の女性が後述ヘルゲンシュタインの名前を自白したか

<sup>(61)</sup> ADBR, 2B 82, fol. 310r-310v.

<sup>(62)</sup> ADBR, C41, fol. 19v-20r; ADBR 2B 338, S. 3-18, 1B 711, fol. 50v-51v, 54r, Rath gehalten den 8. augusti 1628, den 27. 7bris 1628.

<sup>(63)</sup> Mathias Merian, *Topographia Alsaciae*, Frankfurt am Main 1663, S. 45.

<sup>(64)</sup> ADBR, 2B 82, 2B 83, *Inventaire Bailliage de Benfeld, procédures criminelles*, p. 15-16.

<sup>(65)</sup> AMS, FF 35, Brief den 28. junij 1629.

<sup>(66)</sup> AMS, FF 35, Brief den 28.5.1629. ここで名前が挙がっているビーレックス家の母と娘はその後処刑される運命になる。



ら、確認のため他の魔女の分も含めてシュレットシュタット側の調書を見せてほしい、逆に同様の事案があればケステンホルツ側も調書の融通に協力するというものである<sup>(67)</sup>。翌日の手紙でブラッヘルマンは、シュレットシュタットの魔女がケステンホルツの住民を共犯者として名前を挙げたと聞いているので、詳しい情報を教えて欲しいと伝えている<sup>(68)</sup>。ここで注目すべきはこの要求がシュトラスブルク聖堂参事会員から出ているとされていることである。もしそうであるなら所属の異なる官庁間の情報交換を円滑にすべしという指示だと読み取れるので、領主司教であれ聖堂参事会であれ上級官庁は下級官庁同士が直接に情報交換することをむしろ奨励しているわけである。魔女迫害が中央統制の効かない在地エリートと住民との相互作用で過激化していったことは従来の研究で実証されているが、ここではそれとは微妙に違った状況が見て取れる。司教選任を巡る闘争で勝利を収めたカトリックは聖堂参事会からプロテスタントを追放し、17世紀にはハプスブルク家と親密な関係を持つようになった<sup>(69)</sup>。こうした経緯を踏まえればシュトラスブルク司教領と聖堂参事会の官房同士が緊密な連携をとって在地官庁に指示を出し、下からの迫害熱をむしろ上から煽って迫害に好都合な条件を作り出そうとしているとさえ思われる。

ではなぜ上級官庁が自らの統制権限を放棄してまで下からの魔女迫害に有利な条件を作り出そうとしたのだろうか。答えを見出すのは難しいが、少なくとも統治エリート、特に領主司教のイデオロギー的性向が住民の要求と適合し、両者が呼応関係にあったということは言えるのではないかと思う。特に大公レオポルト5世の影響下でのカトリックの規律強化、イエズス会を先頭にした対抗宗教改革の動きはイデオロギー的背景をなしているだろう。1625年までシュトラスブルク司教でもあり、ハーゲナウの帝国代官でもあったレオポルトは1623年に司教領内の各所に宛てて書簡を送り、シュトラスブルク司教領で魔女犯罪が広まっているのは憂慮すべき事態である、隣接地からの誹りを受けないように厳正に対処すべしと指示している<sup>(70)</sup>。この隣接地として想定されているのは都市シュトラスブルク支配下のドルリスハイム、つまりプロテスタント領域なのである。レオポルトにおいてはプロテスタントとの対抗関係が魔女問題に転移された形で表明されている。彼はシュレットシュタットにも直接の指示を出している。1629年1月25日の参事会議事録には非カトリックの数家族の名前を具体的に挙げ、改宗するかさもなくば都市追放にせよとのレオポルトの指示が記されている<sup>(71)</sup>。

<sup>(67)</sup> AMS, FF 35, Brief den 21. junÿ 1629.

<sup>(68)</sup> AMS, FF 35, Brief den 22. junÿ 1629.

<sup>(69)</sup> *Encyclopédie de l'Alsace*, Vol. 3, Strasbourg 1983, p. 1570.

<sup>(70)</sup> ADBR, 2B 372/7, Inquisition der hexereÿ widerum zue reassumieren.

<sup>(71)</sup> AMS, BB 83 (1629-1631), S. 14-15.

## (2) 連鎖迫害の内実

さてシュレットシュタットの大量迫害については前稿で数字の上から見た趨勢から予測できる仮説を提示しておいた。繰り返せば、魔女として逮捕され訴追された者のうち逮捕前に魔女中傷で名誉毀損訴訟の原告になっていた者は13名であるが、そのうち11名は1630年の前半までに、つまり第一波の迫害の波の初期に処刑されている。これに対し迫害の後半期には魔女にまつわる名誉毀損訴訟の記録が大幅に減少しているのである<sup>(72)</sup>。これが意味するところは何であろうか。迫害のごく初期では市当局の態度は住民からの告発への応答という性格が強く、既に噂のある者が住民同士の中で絞り込まれて当局の手に落ちるといったパターンであった。しかし司法官は自白による共犯者の名前の割り出しに関心を集中するようになっていた。これは上述近隣地域との情報交換がもたらした効果でもあるだろう。本来的にここで交わされる情報はほぼ共犯者の名前に限られるからである。大迫害の初期に優勢だった住民からの告発は、矢継ぎ早に逮捕者が出る中で当局による上からの迫害に追い越されてしまった。もはや民間での個人的嫌疑が一般の噂を経て公式の告発に至るといった時間的余裕も無く、噂があるかないかの段階で、ひょっとしたら噂がないにも拘らず当局が逮捕していったのである。

迫害が始まってまもなく1629年8月2日に魔女の財産没収について前述トーマス・メッツガーの鑑定が出されている<sup>(73)</sup>。シュレットシュタットではそれまで財産没収の慣行は存在していなかった。相次ぐ逮捕に市も被告の収監と裁判にかかる費用の問題に直面することになったと見える。鑑定は財産没収を肯定し、300グルデンから1,000グルデン以上と被告の財産の等級に応じて裁判費用を没収すべきであるが、それ以下の者からは没収できないと意見している。処刑された魔女の財産没収による利得が次の裁判に繋がっていくというのは古くから問題にされてきた魔女狩りの動機である。ただこのようにメッツガーの鑑定でも没収は裁判費用の補填に限定されており、筆者が見た限りでも集中迫害の動機になるほどの際立った増収は見当たらない<sup>(74)</sup>。そもそもメッツガーの鑑定に市が従ったのかどうかも不明である。一般に帝国都市は処刑された魔女の財産没収には消極的であった。市民の間に不安と不平を呼び起こすことになるからだ。また判決言い渡しと処刑の後は会食がつきものであり、階段から判決が読み上げられるその同じ市庁舎の建物で名士会の会食がなされるとなれば、市民の目は嫌でもそこに集まる筈で、公平なお上を標榜する都市

<sup>(72)</sup> 前掲拙稿「魔女観念と都市の司法」112-113頁。

<sup>(73)</sup> AMS, FF 35, Consilium (Einziehung hohen frävells von der hexerey halben hingerichteter persohn verlaßenschaft, den 2. aug. 1629).

<sup>(74)</sup> AMS, CC 103, 104, 105.

支配層が露骨な経済的利得を追求したとは考え難い。ただこの問題についてはさらに会計簿を精査する必要がある。

連鎖迫害が始まってからの自白調書はどれもほぼ決まったパターンになっている。悪魔との出会いと神の否認が簡単に記される。悪魔に誘惑されるきっかけは例によって貧困、夫の暴力、特に本人の姦通行為が多く挙げられている。悪魔は愛人の姿をして現われるのである。他の帝国都市に比べるとサバトの描写は多いが、さほど詳しいものではない。猫に引かせる車などに乗ってサバトに行ったこと、宴会をしたこと、その後で語らって悪天候を起こしたり害虫を涌かせたりしたといった陰謀が語られる。宴会での料理、参加者の服装についても語られるが、かなりそっけなく、料理は肉と葡萄酒以外にはまず言及されない。パンと塩がないのはどこも共通である。特に参加者の服装についてはその色が時折記されるぐらいで、何を着ているかについての描写はほとんどない。強調しておきたいが、それでもこの町の自白調書は他の帝国都市のそれに比べればサバトの情景について幾分かの描写が存在する。さらに特徴的なのは共謀犯罪としての天候魔術に対して個別の害悪魔術は悪魔に命じられて個別に行使されるが、他の地域でしばしば見られるように個別の害悪魔術が長々とリストアップされていないことである。何よりも自白の中心を占めるのは共犯者の名前である。調書にはサバトその他の共謀の記述とは独立に名前だけが列挙されている箇所が多く見られることから、当局の関心は犯罪の中身を具体的に吟味するというよりは、機械的に共犯とみられる者を一網打尽にすることに注がれていたと言っている。

しかし注意深く見ると気になる点がある。被告が共犯者として自白しているのは平均でおよそ9.5名にのぼる<sup>(75)</sup>。外国軍隊の駐留による中断期の前後でもこの傾向は変わらない。誰が誰の名前を挙げているかを調べると半数ほどの被告は実際に訴追される運命の同一人物を重複して指名している。既に処刑されてしまった者の名前が挙がることも多いとは言え、要するに司法官は複数の被告に同一人物の名前を言わせて以後の逮捕のための証拠固めに使っていることが分かる。だがそれにもまして注意すべきは、共犯者とされた者のすべてが他の何らかの裁判記録に登場するわけではない、つまり逮捕されているわけではないということである。渾名で記されることも多いのですべては同定できないが、訴追の有無を追跡できない他国人を除いても平均2、3名ほどは訴追を免れている。これは何を意味するだろうか。司法官は被告から聞き出した名前的人物すべてを逮捕、尋問していたわけではなく、そのうちのごく一部に標的を絞って次の裁判につないでいるのである。もし

<sup>(75)</sup> 共犯者を自白していないのは3人で、このうち2人は自白前に獄中死、1人はウアフエーデの上で自宅軟禁。

仮に自白で得た名前の人物すべてを裁判にかけていたら、共同体はたちまち崩壊してしまっただろう。それでも他の帝国都市の傾向と比べるとシュレットシュタットはかなり律儀に共犯者の探索を行っていたと言える。だからこそ大量迫害が起こっているのである。

ハーゲナウの法律家ラウレンティウス・ボースは清書された自白調書だけで被告の罪状を判断せよというのは不可能だ、法律上は名前の挙がった者すべてを拷問にかけねばならないのではないかとハーゲナウ市の裁判のやり方に抗議しているが、彼が指摘しているのもまさに同質の問題である。つまり実際の尋問のメモを整理してその場に居なかった参審人も含めた合同会議で確認するために書かれた自白調書、これだけ見るならばそこに記してある名前の者すべてを逮捕すべきなのである<sup>(76)</sup>。ところが実際にはそうっていない。つまり被告の供述で挙がった名前すべてを機械的に受け入れるのではなく、どれが本当らしくどれが信用できないかを尋問に立ち会う司法官はその都度判断して次に誰を逮捕すべきかを決めているのだ。そしてそこの決定過程はブラックボックスになっている。口頭でなされる尋問の現場に立ち会うことで、少なくとも供述の真実味についての印象は持てるかもしれない。被告の肉声と顔相と、その生の姿を眼前にすることが自白の信用性を判断する決め手になるのだ。ボースが尋問への立ち合いを強く要求したのはそうした意識があったことだと考えられる。だから魔女の自白の信憑性が当時どう考えられていたかという問題は、被告の個人的悪意の有無という伝統的な基準を別にしても、悪魔の奸計、策略といった抽象的・理論的問題だけでは理解することができない。悪魔学の知識は当然司法官の頭の中にあっただろうが、それは所詮後付けの理屈に過ぎず、自白の信憑性の判断は被告を目の前にした現場での印象に大きく左右されるからである。

ところで供述中に名前が挙がった者すべてが逮捕されているわけではないということは、まったくの恣意でなければ何らかの取捨選択の基準があったと考えられる。その供述の真実性を判断するに最たるものはもちろんその現場での被告の様子であろうが、しかしそれだけで判断していたと考えるのは単純に過ぎよう。印象と感情に流されるその場限りの判断を彼らエリートは軽蔑していた筈である。裁判官の心証は供述に挙がった当該人物についての他の情報と合わせて形成されていくと考えるべきであろう。ごく稀にしか史料に登場しない物証を別にすれば、決定的だったのは圧倒的に口頭でなされる巷の噂、会話からの情報だったと思われる。そして特に酒の勢いで人の口が滑らかなになる宿屋は中心的な情報源だったであろう。口頭によるこうした情報交換は後日法的な問題にならない限り文書記録には残らない。残念ながら文書史料の限界と言えるし、その意味で後世の歴史家

<sup>(76)</sup> 拙稿「Une persécution raisonnable?」参照。

は自白調書だけを渡されて評決を求められたボース博士と同じ立場に置かれていると言えないだろうか<sup>(77)</sup>。

### (3) 宿屋（兼酒場）

この集中迫害期の自白調書は一様に紋切り型である。ただそれでもこの集中迫害には幾つかの特徴が見られ、それぞれに検討を加えることは可能である。ドイツ語圏南部の魔女裁判では宿屋の女性が犠牲になることが多いという事実が既にミデルフォート、ペーリンガーらの研究によって示されており、特にルンメルは魔女迫害の中で宿屋が占める特別な役割を浮き彫りにした<sup>(78)</sup>。シュレットシュタットでも1629年に「雄牛」の経営者上述ビレックス家の母娘が、それから「荷車」のウルスラ・ケンツィンガーが処刑され、そして格の高い宿屋「老鷲」のバルバラ・イエックレリンも犠牲になっている<sup>(79)</sup>。宿屋はその名がよく知られていることから、被告への拷問では共犯者として咄嗟に名前が出やすかったということはあるかも知れない。宿屋は魔女裁判を巡って司法官、廷吏、その他関係者への饗応の場であり、また時には尋問、拘禁の場所にもなることがあった。そうした役割によってかなりの収入を得ていたため儲けたことに対する周囲の妬みが募っていたとも思えるが、シュレットシュタットに関して言えばこれら宿屋の犠牲者は大迫害の比較的初期に処刑されていることから、経済的な妬みによる告発の可能性は低いであろう。

宿屋はまずは人が集まって飲食する場として地域内、地域間のコミュニケーションの結節点となる。宿屋での飲食にはアルコールがつきものであり、泥酔の上での乱痴気騒ぎ、罵り合い、喧嘩も珍しくはない。近代以降に問題化する酒浸りとは異なり当時の飲酒はほとんど人と一緒に行なわれる。いわば宿屋は慎み深い公式の生活規範とは逆のまさに悪魔的な場でもあった。宿屋とは悪魔が住み着いた罪深さの巣窟なのである。ヤーコプ・ヘルゲンシュタインが相手の男が倒れて耳から血を流すまで殴りつけたのも宿屋であり、反省

<sup>(77)</sup> しかし史料の残存状況次第では実相に近づける余地がまだあるかもしれない。フォルトマーは宿屋でなされる情報交換に迫るには刑事裁判史料以外に下級・軽罪裁判所の史料を参照する必要があると指摘している。Rita Voltmer, *Das Wirtshaus. Erkundungen an einem zentralen Ort der Hexenjagd*, in: Justus Nipperdey und Katharina Reinholdt (Hrsg.), *Essen und Trinken in der Europäischen Kulturgeschichte*, Münster 2016, S. 179–198.

<sup>(78)</sup> Midelfort, *Witch Hunting in Southwestern Germany 1562–1684*; Wolfgang Behringer, *Hexenverfolgung n Bayern. Volksmagie, Glaubenseifer und Staatsräson in der Frühen Neuzeit*, München 1987; Walter Rummel, *Bauern, Herren und Hexen. Studien zur Sozialgeschichte sponheimischer und kurtrierischer Hexenprozesse 1574–1664*, Göttingen 1991; 魔女迫害において宿屋が持つ役割と意味についてはとりわけ Voltmer, *Das Wirtshaus*.

<sup>(79)</sup> AMS, FF 37, fol. 13r–24v, 25r–28r, 43r–46r, 85r–87r. さらにドルランによれば1570年に処刑されたバルバラ・シュミットも宿屋「船」の持ち主ヨハン・シュミットの妻であった。Alexandre Dorlan, *Histoire architecturale et anecdotique de Sélestat*, t.1, Paris 2003 (original 1912), p. 329.



して仲直りしろと人から諫められた時、彼はそこでまた飲み直しているところだったのである<sup>(80)</sup>。魔女の「結婚式」も頻繁に宿屋で催される。特に好まれたのはピーレックスの宿屋「雄牛」であった。

一方で宿屋では市外から来た者が他所の魔女についての情報をもたらすことも多かった。カイザースベルク帝国小代官府下屬役人の息子がザロメ・ゲープヴァイラーは魔女だ、自分はシュトラスブルクにいる父親からそれを聞いたと大声で喋っている。シュレットシュタットの宿屋「老鷲」でのこの出来事は、すぐさまゲープヴァイラーの係累に伝わって、カイザースベルク市への抗議につながったのである<sup>(81)</sup>。ついでながら宿屋での社交は圧倒的に男性のそれであり、宿屋の主人はこうした噂話に通じた存在でもあった。しかしそこから漏れ聞こえる情報を妻もまた共有し、噂の発信源にもなり得たことは注意しておいてよい。そこには男性が制御しきれない情報拡散の怖さがあった。

悪魔の居場所としての宿屋で供される飲食は実はおぞましいものであるかもしれない。ロジーナ・ピーレックスは悪魔が持って来たゴミ捨て穴にたかる害虫を宿屋の客に提供している<sup>(82)</sup>。宿屋は大勢の客に飲食を提供する商売であり、飲食物と魔術嫌疑は結びつき易かったのである。そう言えば次に見るヘルゲンシュタイン一家も宿屋ではないながら路上で酒などを提供する飲食店を営んでいた。

#### (4) 魔女の家族

同じ親族から複数の犠牲者が出ている事例が目につく。後述ヴァルター母娘、ピーレックス母娘、フェース夫妻、マイ母娘、従姉妹同士のアンナ・シュタッテンハルトとアンナ・クラインの他にも近い親族同士ではないかと推測される複数の例がある。しかし典型的なのは夫婦とその娘の一家3人が犠牲になったヘルゲンシュタインの例であろう。露天商ヤーコブ・ヘルゲンシュタインは金銭をめぐる訴訟に巻き込まれていた他にもしばしば暴力沙汰を起こしている<sup>(83)</sup>。以前に豚の売買に際してトラブルがあった男とその妻を殴る、蹴るの暴力を加えたりして問題になっていた。このヤーコブはさらに暴力以上に何か魔術的な力を使って悪行をしているのではないかという疑いが住民の間で囁かれていた。彼が干草フォークで追い払った牛の死因について単なる打撃以上の不審な点があることが疑わ

<sup>(80)</sup> AMS, FF-enquêtes (1626-1627), S. 371-387.

<sup>(81)</sup> ADBR, 3B 307/2/54, fol. 132r-132v. ザロメ・ゲープヴァイラー裁判については拙稿「魔女観念と都市の司法」104-111頁参照。

<sup>(82)</sup> 娘マリアの供述。AMS, FF 37, fol. 27v.

<sup>(83)</sup> AMS, BB 83 (1616), S. 201, 213-214, 227, FF-enquêtes (1615-1616), S. 399-402, BB 83 (1627-1628), S. 445, 569, 600, BB 83 (1629-1631), S. 34.



れたり<sup>(84)</sup>、また上述マルティン・ザウルは馬の病気をヘルゲンシュタインの魔術のせいにしてヘルゲンシュタイン祓いの儀式をやっている<sup>(85)</sup>。ヤーコブは逮捕され、アポロニア・クレマーの翌月に自白調書が作成された。ヘルゲンシュタイン一家の運命であるが、妻のヴィビアーナ、娘のドロテアも処刑されている。ヴィビアーナの自白によれば、彼女は前夫からもし俺が死んだらヤーコブと結婚しろと言われており、その通りにしたのである。またヤーコブの母もまた魔女であったという<sup>(86)</sup>。娘ドロテアは宿営していた兵隊に恋心を抱いていたが、その兵隊の姿をした悪魔がやって来た。既に事態を知っている父ヤーコブは彼女と悪魔のカップルを気に入り、たわいもない会話をしてからその場を出た。彼女は悪魔と部屋で情交した<sup>(87)</sup>。

ザロメ・フェースは夫で鍛冶屋のジモンから長年にわたって激しい暴力を受け、追い出されて路地を彷徨ったりすることがあった。そして葡萄畑で寝ている時に悪魔が現れている。彼女は他にも2人の女性と同様の惨めな体験を語り合っているが、そのうちの一人ではやはり魔女として処刑されたバルバラ・シュベックからは辛いことなど忘れて悪魔に身を捧げなさいと言われていた<sup>(88)</sup>。彼女は当時既に80歳ほどになっており、18年前に当時21歳のジモンと結婚していて、夫とは相当の年の開きがあった。彼はその前に鍛冶屋職人として働いていたことから、ザロメの親方株を継ぐための結婚だった可能性がある。同様に魔男として処刑されたジモンの自白によると、悪魔は美しい若い女性の姿で彼と情交している<sup>(89)</sup>。

宿屋「雄牛」の女将ロジーナ・ビーレックスは夫に隠れて不貞をはたらいていたが、その相手の奉公人の姿をした悪魔の策略に引っ掛かり、そのまま魔女へと落ちていった。字が書けない彼女の肩に悪魔は引っ掻き傷をつけ、その血で契約書を書いたのである<sup>(90)</sup>。娘マリアはまだ14か15歳であったが、知り合いの息子の姿をした悪魔が来て、これと情交してしまった。男の子は結婚しようと言うが、マリアは躊躇って、父ハインリヒの許しが必要だと言った。彼の答えは、父さんは大して世の中を知らない、君が承諾してくれれば

<sup>(84)</sup> AMS, FF-enquêtes (1626-1627), S. 182-189.

<sup>(85)</sup> AMS, FF-enquêtes (1624-1625), S. 538. 馬の治療を頼んだ証人ヤーコブ・ロース及びその奉公人によると、ザウルは厩肥鍬を使って市長の家に貼った中傷と同じような言葉を使っていたという。彼はロースの奉公人に翌日の朝は誰も中に入れるなど命じたが、奉公人はドアをノックされて開けてしまった。するとそこには靴下も履かず寝頭巾を被ったヘルゲンシュタインが立っていて、翌日馬は死んでしまったという。

<sup>(86)</sup> AMS, FF 37, fol. 49r-51r.

<sup>(87)</sup> AMS, FF 37, fol. 88r.

<sup>(88)</sup> AMS, FF 37, fol. 124r-126r.

<sup>(89)</sup> AMS, FF 37, fol. 126v-128v.

<sup>(90)</sup> AMS, FF 37, fol. 13r-24r.

それから父さんに話したらいいというものだった。そこに母ロジーナが来てマリアに言うには、もう父さんとは話がつけてある、お前はただ受け入れたらいいんだよ、この男の子は物事がよく分かっているし、金持ちだからと。部屋でロジーナは宴会の食べ物と飲み物を用意した。マリアはどうして塩とパンがないのかと問うたが、母は塩味はちゃんとつけてあるし、パンは今ちょうど切らしていると答えるので、彼女は母に従うしかなかった。3日目に本来の恐ろしい姿で現れた悪魔が神を否認するよう脅した時、母ロジーナは泣いている娘を慰めて言っている。「ねえマリア、こうするしかないんだよ。そうでなかったらずたずたにされてしまうよ。母さんだってその手の人間だし、同じことをやってきたんだよ。このことは黙っていて誰にも喋るんじゃないよ。<sup>(91)</sup>」

親から子に受け継がれる魔女の「血筋」という観念についてはここではとりあえず立ち入らない<sup>(92)</sup>。司法当局が作成する自白調書の中には親子を一緒にサバトで見たという供述が頻出する。また魔女中傷を巡る住民同士の罵り合いで時折相手の親やさらにその親が魔女として焼かれたということが攻撃の言葉に織り交ぜられることがある。身内がお上に裁かれたということが相手を攻撃するための武器になっているわけである。不愉快な隣人を排除するためには魔術と対抗魔術の力の均衡を破る強力な投げ所が必要である。お上による魔女裁判が民間の思考の中に取り込まれて下からの排除メカニズムを作動させる契機になり得ることはひとまず注意を促しておきたい。

別の角度から見て魔女術は習い覚えることのできる「技」であるという観念を問題にするならば、魔女の技を誰から学んだかという自白内容を検討することで何らかのヒントが得られると考えられよう。しかし裁判記録を見る限りではそれに関する言及は出てこない。こうしてみると司法当局は親から子、特に母から娘へと伝えられる秘密の知識や「技」を暴いて悪魔的だとして断罪するという視点は薄く、むしろ親が子の、夫が妻の監督責任を放棄あるいはより積極的に悪の道へと引きずり込んでしまうというイメージが前面に出ているように思われる<sup>(93)</sup>。娘を墮落させる取り持ち女（男）を連想させるものだと言えよう。ジモン・フェースは行き過ぎた暴力夫、またヤーコプ・ヘルゲンシュタインは無責任な父親像である。一方ロジーナ・ビーレックスは娘と悪魔を仲立ちして宴会を取り仕切り、そ

<sup>(91)</sup> AMS, FF 37, fol. 26r. „ja, kinde nuhr mehr nicht anderst sein mueße, diß thun oder werde zerrißen werden, sie seÿ auch ein solch mensch vnd habe solches gethan, solle nuhr still darzuschweigen, niemandt sagen“

<sup>(92)</sup> 魔女の血筋の観念は魔女を人間外の怪物として存在論的に区別する観念とも関連するだろう。これについては稿を改めて論じたい。

<sup>(93)</sup> これは例えばミュンスター（グレゴリオ溪谷）の1632年の裁判で、母親から教わった邪悪な技（böse verbottene kunst）を子供達が教え合って実行したことが問題になっている事例とは対照的である。AMM, FF 7, Examen den 15. junÿ ao. 1632, eteliche kinder so böse verbottne kunst gebraucht.

して別稿で紹介した「邪悪な母」ルツィア・オストリンガーは家長を差し置いて息子を支配し、自由な結婚を邪魔している。後者2つの事例においては本来の家長である父親の影は薄く、むしろ母親が家中の采配を振るうだけでなく子供の将来を決め、悪魔に引き合わせている<sup>(94)</sup>。総じてシュレットシュタットの魔女迫害では家族関係それ自体が民間信仰を土台にして何らかの役割を果たしていたわけではなく、むしろ司法官側の後付けの説明の中に家長としての監督責任を強調する当時のジェンダー秩序が反転像として透けて見えると考えた方が適切だろう。

## 5. 上層市民への迫害 (1)

魔女迫害はしばしば在地のエリートにまで波及することが知られている。こうした現象の背景に特定の人物や党派の追い落としを狙った政治裁判の性格を見ることができるといえるのがまずは我々の頭に浮かぶ問題である。シュレットシュタットでも複数の最高エリートの妻が犠牲になっている。もう一つは早くミデルフォートによって提出された魔女迫害終結についての説明仮説が問題になる。迫害の波の初期にはむしろ庶民層が犠牲となるが後期にはそれが支配層にまで及ぶようになり、統治システムの危機を招いて急速に終結していくというものである<sup>(95)</sup>。後者の説明モデルについては本稿の最後に扱うこととして、まずは大迫害の最中に犠牲となった上層市民マリア・ラウリンとその娘アンナ・ヴァルターの事例を検討する。名家の家系のラウリンの処刑はおそらくシュレットシュタットという都市単独の事情を越えてシュトラスブルク司教領での迫害につながっていたと思われるからである。マリア・ラウリンはシュトラスブルク司教領モルスハイムの主計長であったコンラート・ラウリンの娘でシュトラスブルクで生まれたが、同じく主計長であったゲオルク・ヴァルターと結婚しモルスハイムに住んで4人の娘をもうけている。そのうちのカタリーナはやはり主計長になるヨハン・シェーラーと結婚している。マリアは1614年に夫のゲオルクが死去した後、シュレットシュタットの市民ロレンツ・ヘルツォークと結婚して1616年から同市に居を構えた。彼女は1629年8月22日に逮捕され、即日吊り上げ拷問と不眠拷問が始まっている。24日には先に自白した2人の魔女との対質が行なわれているが、2人はマリアが共犯者であることを否定している<sup>(96)</sup>。娘の3人はすぐ

<sup>(94)</sup> 拙稿「俺の女になれよーアルザス帝国都市の魔女裁判に見る婚姻と性」『ヨーロッパ文化史研究』22号、115-119頁。

<sup>(95)</sup> Midelfort, pp. 121-163.

<sup>(96)</sup> AMS, FF 38/1, S. 1-16.

さま救出の手を打ち、帝国最高法院のゲオルク・ゴル博士を動かして、カロリナを遵守し十分な防禦の機会を与えよとの即時停止命令を得て8月27日には市書記マティアス・フェクトリンに手交されている<sup>(97)</sup>。しかし拷問を受けて彼女は結局自白してしまった。調書によると前夫の死後モルスハイムに住んでいた彼女は子供と財産を分け合ったが、子供たちが自分に冷たくなり面倒を見てくれないと嘆いていた。そこへ以前から家によく出入りして見知った会計官の姿をして悪魔が現われ、彼女を慰めたのである<sup>(98)</sup>。訴えは急を要したためか、代理人ゴルはマインツ選帝侯に直接働きかけて9月1日には帝国最高法院から市に対し14日以内に訴訟の状況を報告するよう命令が出された<sup>(99)</sup>。特にラウリンに対する拷問が問題とされている。しかしこの命令は無視され、娘たちと有力者であるその夫の尽力にもかかわらずマリア・ラウリンは9月20日には処刑されてしまう。

マリアの娘カタリーナの夫であるヨハン・シェーラーは義母の救出、さらにその処刑の後は財産保全も含めての名誉回復のために奔走している。実は彼の実母ウルスラは1623年にモルスハイムで魔女の疑いで投獄されており、この時も彼は母の救出のため義兄弟のヨハン・ヴィルと共に活動しているのである。その際彼らは司教領官房からの派遣官3人を相手取って帝国最高法院に訴える準備まで進めていた<sup>(100)</sup>。注目すべきはこの1623年という年は帝国代官にして当時のシュトラスブルク領主司教でもあったレオポルト5世が司教領内の各所に魔女に対して厳しい処置を取れと檄を飛ばした年でもあることだ。ヨハン・シェーラーはウルスラの嫌疑に関する徴表が開示されないことを不服として善処を求める手紙を司教レオポルトに出しているが、相手はあくまでも派遣官とその措置であり、レオポルトの政策自体はこれを批判するつもりなど毛頭なく、この手紙で司教の不興を被ることがあるとすれば自分の本意ではないと慎重に嘆願している<sup>(101)</sup>。そしてついに母の釈放を勝ち取ったのである<sup>(102)</sup>。

レオポルトは各地にイエズス会の進出を奨励し、モルスハイムには1580年以降イエズス会の学校が置かれていたが、特に1617年に作られたアカデミーは博士号授与の権限を持つ対抗宗教改革の中心となっていた。イエズス会はハーゲナウで1604年から、シュレッツ

<sup>(97)</sup> 上述ヨハン・シェーラーの妻カタリーナ、モルスハイムの市長クリストフ・エスリンガーの妻マリア、そして独身のマグダレーナによる。AMS, FF 38/1, S. 17-40, 193-204.

<sup>(98)</sup> AMS, FF 37, fol. 79r-82v.

<sup>(99)</sup> AMS, FF 38/1, S. 193-204.

<sup>(100)</sup> ADBR, 2B 372/8, Brief von Johann Scherer (13.5.1624)

<sup>(101)</sup> ADBR, 2B 372/8, Bitte daß protocollum in sachen Scherers contra Straßbürgische commissarios mdti vel communicandi indicia et concedendum literum accessum pro defensionarum cum cla. etc.

<sup>(102)</sup> しかし拷問を受けたウルスラは釈放の一月後には死亡している。Louis Schlaefli, *La sorcellerie à Molsheim, 1589-1697*, Hoerdt 1993, p. 45.

トシュタットでは1615年から活動を始めており、急速に成功を収めてこの町をカトリックの牙城として固めるのに寄与している。彼らの活動は説教の他に教理問答集の活用、巡礼によるマリア崇敬の奨励などにわたったが、分けても彼らが用いた教理問答集がペトルス・カニジウスのものであったことは注意しておいてよいであろう<sup>(103)</sup>。カニジウスは1560年代にその説教によって魔女迫害熱を煽った人物である。シュレットシュタットのイエズス会士はしばしば死罪が決まった被告に付き添ってはいるが、荒れ狂う魔女狩りそのものに対しては何ら抗議をしていない<sup>(104)</sup>。レオポルトは1625年に司教職を辞しているがその後も帝国代官であり続け、影響力を持ち続けた。いずれにせよ1620年代から30年代初めのアルザスのカトリック地域はこうした空気の渦中にあり、魔女迫害をシュレットシュタット一都市の事情だけで考えるわけにはいかない。郷土史家シュレーフリはマリア・ラウリンの処刑について、ヨハン・シェーラーによる救出活動の結果母ウルスラを釈放せざるを得なかったことが司教領高官の面子を潰すことになり、彼らがカトリックに忠実なシュレットシュタットの司法官を動かしてシェーラーの義母とその娘を陥れたという言わば報復の可能性について言及している。文書に記録された証拠はないものの、その可能性を排除はできないであろう<sup>(105)</sup>。

マリアの独身の娘アンナ・ヴァルターも母マリアと同日に逮捕されている。当時22歳の彼女は生来病弱であり、拷問を受けてもはや尋問に耐えられず医者の手当を必要とする程すっかり弱ってしまった。ラウリンの処刑直後、代理人のゴルは選帝侯にこうした状況を訴えて一刻も早く介入してくれるよう嘆願している<sup>(106)</sup>。既に処刑された5人の魔女の自白が有罪の証拠として集められていたが、そのうちのヴァルプルガ・ハンスリンはその後

<sup>(103)</sup> Anton Schindling, *Humanismus oder Konfessionsfundamentalismus in Straßburg? Fürstbistum und freie Reichsstadt*, in: Heinz Schilling (Hrsg.), *Konfessioneller Fundamentalismus: Religion als politischer Faktor im europäischen Mächtesystem um 1600*, München 2007, S. 149-165.

<sup>(104)</sup> Paul Adam, *Histoire religieuse de Sélestat* t.2, Sélestat 1971, p. 137; Joseph Gény, *Die Jahrbücher der Jesuiten zu Schlettstadt und Rufach 1615-1765*, 1: *Annuae litterae collegii Selestadiensis Rubeacensis 1615-1713*, Strasbourg 1895, p. 46.; この町のイエズス会年代記によれば1624年に魔女罪で男性1名が処刑される際にイエズス会からもらった神の子羊の像から最後の慰めを得たという記述がある。同年この町での処刑(斬首の後火刑)で罪状の記録が残っていない事件がこれに該当するかもしれない。AMS, FF 38/2, Bericht: wan und wie daß schultheißen ambt an die statt Schlettstatt kommen, auch wie es biß anhero in criminalib (us) gehalten worden, item wie weit man mit Anna Walterin in peinlicher question verfahren.

<sup>(105)</sup> Schlaefli, p. 53. シュレーフリはマリア・ラウリンもモルスハイムで1623年11月29日に魔女として逮捕されたとしているが、史料の記述と食い違い、また既にシュレットシュタットで暮らしていたマリアの生活史とも矛盾しているので、これについては勘違いではないかと思われる。この日に逮捕されたのはラウリンではなくウルスラ・シェーラーである。ADBR, 2B 372, *Memoriale* (15.2.1630). マリア・ラウリンについては、モルスハイム、ベンフェルト、シュレットシュタットの担当者が語っていること、住民には本来彼女についての噂などなかったことがシェーラー側の証人の意見として記されている。ADBR, 2B 372/8, *Duo cancellario ad proprios manis*.

<sup>(106)</sup> AMS, FF 38/1, S. 153-156.



よく考えた後、アンナの体についていたという魔女の印は刑吏が自作自演してつけたに違いないと供述したという<sup>(107)</sup>。1630年12月には帝国最高法院から市に釈放命令が通達される<sup>(108)</sup>。命令を受けて市は渋々彼女を牢から解放したが、教会に行く以外は自宅軟禁にして厳しく監視した。

1631年5月には原告のヨハン・シェーラーはアンナの身の潔白を証明するためドミニコ会の修道士による証明書を発行してもらい、帝国の裁判所に提示している。アンナはシュレットシュタットで敬虔かつ慎み深い生活を送っており教会にもほとんど毎日通ってゆるしの秘蹟も受けていたというものである<sup>(109)</sup>。一方市書記で法律顧問のマティアス・フェークトリン、この人物こそは大迫害を主導した主役だと思われるが、彼もアンナを有罪に持ち込むため精力的に活動しており、特にこの原告側の証明書には敏感に反応した。市当局はドミニコ会に対してこれを激しく叱責している。市当局の叱責を受け、12月15日の帝国公証人を前にしたドミニコ会士の弁明によると、まずマリア・ラウリンの夫、つまりアンナの継父のロレンツ・ヘルツォークが来て、継娘のためにゆるしの秘蹟を与えてほしいと願ったが、ドミニコ会の方はトリエント公会議の原則により司祭以上でなければ秘蹟は与えられないとしてこれを拒否した。ヘルツォークはしかしモルスハイムの教会会議を動かして秘蹟を受けることに同意を得るが、その際何の文書も提示しなかった。次いでマリア・ラウリンの娘婿でモルスハイム市長であるクリストフ・エスリンガーがやって来てその目的を説明することもなくアンナの告解証明だけをもらいに来た。彼の字は読みにくく、そこで白紙の紙に署名だけをして渡した。この証言の場に提出されている紙には本来の告解証明の文言以上のことが書いてあり、それは自分たちが書いたものではなく捏造されたものだという。

ちなみに時代は前後するがシュレットシュタットの宗教事情を簡単に紹介しておく、この町では既に宗教改革以前にいわゆるグントシューの反乱で聖職者の制限や聴罪の廃止といったカトリックの慣行への反逆が見られるが、1524年にはプロテスタントイズムに傾倒する教区司祭ジーデンシュティッカーとカトリックへの忠誠を誓う市の司法官団との対立が鮮明となると共に、宗教対立は政治対立と反乱の陰謀にまでエスカレートした。市

<sup>(107)</sup> AMS, FF 38/1, S 117-120.

<sup>(108)</sup> AMS, FF 38/2, Mantatum de relaxanda captiva sine clausula (13.12.1630).

<sup>(109)</sup> AMS, FF 38/2, Attestatum der dominicaner mōnch Annam Walterin betr. ; FF 38/2, Copia zweyer schreiben an Dr. Gollen von Joh. Scherer abgangen, item supplicatio pro maturanda sententia so dan attestatio-nes der dominicaner mōnch und daß Küblers in Schlettstatt in sachen Walterin contra Schlettstatt. 添付されているキュープラーなる人物の証言からは、たわわに実った洋梨の実が腐るとアンナが言ったことが魔術容疑とされていたらしいことが推測できる。



はまず反乱の首謀者シュッツ・フォン・トラウバッハを処刑してクーデターの企てを未然に防いでいる。さらにプロテスタントの説教に煽られた教区民が税の不公平に対する不満を背景にお上に対して反抗的になるのを目の当たりにした市の統治エリートは1525年にジーデンシュティッカーを追放し、市を強固なカトリックの牙城にする<sup>(110)</sup>。続いて1533年からはプロテスタントに対して系統的な抑圧が始まった。プロテスタントに肩入れしたのは都市エリートの一部に止まり、経済的利害を中心とした市の寡頭制に対する不満は、一般住民が心性としてはカトリックに止まっていたこともあって、宗教対立とは並行的に連動はしていない。結局反乱の企ては上層部の陰謀と弾圧という表層的なものに止まることになった。1570年の魔女迫害はこうした経緯に加えトリエント公会議以降の宗派対立が鮮明になった事情を背景にしている。前述ルッツが市にカトリックへの忠誠を表明しているのもそうした文脈からであろう。そもそもこの地の教区司祭の任命権はシュトラスブルク聖堂参事会が持っていたが、16世紀初め以降市の参審人団は実質的に自ら教区司祭を任命し、聖堂参事会の権限を形式的な同意のみに制限するようになった<sup>(111)</sup>。時に聖堂参事会との対立はあっても市は宗教上の問題についても自らの判断を優先して押し通すことができた、言い換えれば宗教問題を自らの問題として引き受けていたのである。アンナ・ヴァルターの告解証明にしても、告解証明というものが宗教上の問題だけでなく政治的な住民統制の手段になっていたという事情が背景にあったことを考えねばならない。既に告解証明の売買が広く問題になっていた当時、修道会が白紙の証明を出すなどという行為は厳に慎まねばならない違背行為だったのである。

この間1629年10月16日には原告らが帝国の公証人とケステンホルツの官庁に出向いて主計長のヨハン・ゲオルク・ブラッヘルマンを証人としてアンナ・ヴァルターについての徴表を開示するよう求めているが、この要求はケステンホルツ側により拒否されている。ここでも官庁間の連携が機能していたと言える。訴訟の行方であるが、その後は原告、被告共に有利な裁定を求めてマインツ選帝侯に嘆願を繰り返している。アンナ・ヴァルター有罪に向けての市の執念はすさまじく、フェークトリンはマインツ選帝侯に市の立場を説明するために自ら選帝侯の宮廷にまで出向いている<sup>(112)</sup>。1631年の段階でも決着はついて

<sup>(110)</sup> Joseph Gény, *Die Reichsstadt Schlettstadt und ihr Antheil an den sozialpolitischen und religiösen Bewegungen der Jahre 1490-1536*, Freiburg i.B. 1900, S. 84-151, 186-191; Dorlan, *Notice historique*, p. 140-142.

<sup>(111)</sup> 大迫害期の1630年から1632年まで教区司祭を務めたヨハン・ピストリウスもそうして市が任命しようとしたが、対抗馬を推すシュトラスブルク側との対立に巻き込まれている。彼はその説教の巧みさで評価されていたものの、私生活上の問題と一連の騒動で市を罵倒したことから結局2年間だけで去ることになった。Adam, *Histoire religieuse de Sélestat*, tome 2, p. 174-179.

<sup>(112)</sup> AMS, 但しこの時は選帝侯がレーゲンスブルクの帝国議会に出席中のため拝謁が叶わなかった。

おらず、その後の結果は不明である<sup>(113)</sup>。またこの間もベンフェルトはマリア・ラウリンについての自白を複数の被告から引き出しており、それはシュレットシュタットからの依頼を受けてのものだと思われる<sup>(114)</sup>。モルスハイム、ベンフェルト、ケステンホルツの官庁はカトリックに忠実なシュレットシュタットと緊密な情報網を形成している。さらに市はハプスブルク領のヴァイラータールとやはりカトリックのロートリンゲン領ザンクト・ピルトとも魔女の自白内容と共犯者についての情報をやり取りしているのである<sup>(115)</sup>。

次から次に逮捕者が出る大迫害の影に隠れて目立たないが、その最中にも民間の魔術事件が記録されている。まず1629年に処刑された上述アグネス・マイについてはその十数年前から魔女の噂が出ていたが、その娘マリアについては水汲み場で職人に邪視を放って惑わせたという噂が町に広まり、彼女は3月に名誉毀損訴訟を起こしている<sup>(116)</sup>。彼女が処刑されたのは同年1629年11月であるが、自白調書にはこの邪視の話は一切出てこない<sup>(117)</sup>。

1629年10月にマグダレーナ・シュトゥッフがマグダレーナ・ザウターを魔術の容疑で訴えている。首に腫れ物ができたシュトゥッフはザウターを呼んで、後生だから治してくれるようにと頼んでいる。ザウターは「糞が神様にする」と呪文を3回唱えて、水の雫をたらし、悪いものは口と鼻から出す必要があると言ってシュトゥッフに鼻水と涎を出させた。治るには少し時間がかかると言って立ち去ると、シュトゥッフは次第に回復し、元通りに元気になった<sup>(118)</sup>。ここで興味深いのは、原告側は4人、被告側は5人の証人を立てているが、その証言は事実関係についてはほとんど一致しており、ただ双方でその評価が正反対になっていることだ。被告のザウター側は結局治癒したのだから万幸めでたしではないかと考えているのに対し、シュトゥッフはそもそもザウターがかけた魔法を自分で解いたのだと解釈している。ここでは魔術と対抗魔術の均衡という民間の魔術信仰に典型的な世界観が表れている。魔法は一種の技であり、それをかけた人間こそがそれを解くのに一番ふさわしい。だから人はしばしば魔女と疑われている人物のところへ頼みに行くのである。シュトゥッフはどうしてこんな腫れ物ができたのかと隣人に聞かれてもすぐには答えず、完全に

<sup>(113)</sup> Gény, *Stadtrechte*, S. 661-665.

<sup>(114)</sup> ADBR, 2B 82, Sandt : Christina Diebolt Orther, vnnnd Maria Mathis Kretzer frauen betr.

<sup>(115)</sup> AMS, FF 35, In communicationis denunciacionum hexerey sachen (Brief vom 9. Februar 1630), FF 35a, Brief vom 26. Juli 1629.

<sup>(116)</sup> AMS, FF-enquêtes (1628-1634), S. 246-251, BB 83, S. 49-50.

<sup>(117)</sup> AMS, FF 37, fol. 108v-110v.

<sup>(118)</sup> „es ist khot es vergoth“. AMS, FF-enquêtes, S. 263-270.

回復してからザウターの名前を挙げている。これも自分が不利な状況にある間はじっと我慢しておいて、態勢を整えてから反撃に出るという、民衆魔術の世界における攻撃と防禦の戦略的駆け引きの文脈で考えねばならない。この訴訟はしかしながら司法当局の関心を引かなかったようで、魔女裁判として取り上げられることはなかった。

1630年1月31日にはルドルフ・シュティリッツがヤーコプ・ブラウンに対して名誉毀損訴訟を起こしている。酒に酔ったブラウンがシュティリッツとその妻ヴェロニカが噂になっているし魔女の自白で名前が出ていと公言したことから名誉毀損訴訟に発展した<sup>(119)</sup>。こちらの方は具体的な害悪魔術や不思議な現象については語られておらず、ただ噂と魔女の自白だけが問題になっている。実際この訴訟の前後で計8人の被告がルドルフの名を挙げている<sup>(120)</sup>。ここでもお上による魔女裁判が自分の主張の真实性を保証するという民間の魔女排斥の論理が見られる。しかし本来司法官だけが知っている魔女の自白内容がどうして一般に漏れてしまうのか。実際秘密の保持は厳格には守られていない。特に司法エリートも出入りする宿屋が、うっかりか意図的にか酒を潤滑油として情報の漏出源となるが多かった。自白の情報が噂を呼ぶことになり、次の被告の自白にも影響することになる。8人の被告の自白にはルドルフのみがすべて単独で登場する。自白による共犯者をこそ重く見る司法当局は魔女の自白に忠実に、名前の挙げたルドルフのみを処刑し、そうでない妻ヴェロニカは悪口の対象になっていたにもかかわらず裁判にかけなかったのである<sup>(121)</sup>。

## 6. 占領下のシュレットシュタット

シュレットシュタットは三十年戦争期に外国軍隊の占領により辛苦を舐めている。市の防禦施設は時代遅れになっており、駐屯していた皇帝軍は迫るスウェーデン軍の圧力の前に防衛線を後退させて1632年には町を明け渡した。スウェーデン軍は占領に際して市の裁判権を保障すること、市民に荷重な負担をかけないこと、礼拝の自由を保証してプロテスタントイズムを押し付けないことなどを約束した。しかし占領が始まるとその約束は守られず、翌年には町の中心にある聖フィデース教会がルター派の手に渡されて日曜説教が始まった。市民の一部はその頃プライザッハを守っていた皇帝軍と密かに気脈を通じ、急

<sup>(119)</sup> AMS, BB 83 (1629-1631), S. 274-275, 299

<sup>(120)</sup> いずれも最終確認のための自白調書の記述であり、実際の尋問調書はもっと早く作成されているはずである。

<sup>(121)</sup> AMS, FF 37, fol. 168r-172r.

襲によって町を皇帝側に奪い返そうと画策していた。しかしこの計画を仲間の一人ヴォルフ・ビーレックスが市長ヴェスターマンに漏らしてしまったのである。緊急招集された中樞部の会議によりこの計画はスウェーデン軍司令官に伝えられ、結局陰謀に加わった者は残酷に処刑されてしまった<sup>(122)</sup>。市の中樞部は市民を見放してスウェーデンへの誠実宣誓を優先させたのである。ここで計画を密告したヴォルフ・ビーレックスは1629年の魔女裁判で妻と娘が処刑されたビーレックス家の主ハインリヒの弟である。

ノエルトリンゲンでの敗北によりスウェーデンはアルザスから撤退し、1634年10月には代わりにフランス軍が入ってきた。司令官のオカンクールは入市するなり臨時負担金を市に課して過酷な取り立てを始めている。既に疲弊していた市民はこの負担に耐えられず、供出と支払いは滞った。これに怒ったオカンクールは市の指導部を順次追放処分に処し、1635年の秋から冬にかけてさらに一部の一般市民をも市から追放してしまった。1635年5月にはマティアス・フェクトリンが妻と子供と共に市から一時追放されている。参審人マティアス・ヘルマンとヤーコプ・バルトもこの時同時に追放されている。しかしバルトは半年後には再び市に戻っており、ヘルマンもさらにその半年後には復帰している。フェクトリンが戻った時期は分からないが、遅くとも1642年の魔女裁判には尋問に立ち会っていることからそれ以前に復帰していることは明らかである。言語の異なる占領地において行政担当能力のある人材を確保するにはやはり市の統治エリートを呼び戻すしかなかったものと思われる<sup>(123)</sup>。

スウェーデン占領中に行なわれた魔女裁判は上述ルツィア・オストリンガーの一件だけである。フランス占領下でも1640年までは2件にとどまっている。しかし1641年に入ると12件と急上昇し、翌1642年には3件の処刑があつて、これがこの町の迫害の最後である。この最後の迫害の波では自白内容にそれまでにはなかった顕著な特徴がある。複数の被告が市の司法官の妻を魔女の共犯者として続けざまに名指ししたのである。

ところでこの間にも魔女中傷の名誉毀損訴訟は起きている。1641年4月にクレーフエ・マイヤーとヤーコプ・マイヤーの夫婦はアンナ・シュティードリンからもらった飲物でヤーコプが病気になったと人に仄めかしたことから名誉毀損で訴えられている。ヤーコプは病気になって刑吏のところへ薬をもらいに行つたが、来るのがもう少し遅かったらあんたを救えなかったと言われている。司法当局は魔女の疑いをかけられたシュティードリンのことは問題にせず、この夫婦の発言だけを名誉の問題として外形的に処理しようとしている。

<sup>(122)</sup> BHS, Ms 273, fol. 68r-69r ; Dorlan, Notice historique, t. 2, p. 183-186.

<sup>(123)</sup> BHS, Ms 273, fol. 74v-75r ; Dorlan, Notice historique, t. 2, p. 229-230. なおオカンクールの総督在任は1636年までで後はマネ・ド・カンが引き継いでいる。

結局この夫婦はシュティードリンをはっきり魔女だと言ったわけではなく、ただ飲物ももらってその後病気になったと言っただけだという言い分が認められ、誣告の罪だけは何とか免れた<sup>(124)</sup>。しかしその翌月同じクレフェ・マイヤーは別の女性マグダレーナ・ゲルトリッヒにやはり名誉毀損で訴えられている。彼女はゲルトリッヒにもらった葡萄酒で夫ヤーコプが体を悪くしたと思い、ゲルトリッヒを魔女だと罵ったのである。市の司法官は当初からこの話を信じておらず、クレフェに1週間の猶予を与えて証拠を集めてくるよう命じている。自分の発言の真実性を証明できなかった彼女は結局公的な謝罪と発言の撤回に追い込まれたのである<sup>(125)</sup>。司法当局はこの局面においても民間の疑惑にすぐ飛びついて魔女裁判に持って行ったわけではない。問題にするのは被告の発言の有無であり、その発言内容の実体的審理を行なっていない。証明は当事者に任されているのである。

## 7. 迫害の再燃と突然の終結

ところが同年8月になると情勢は一変する。まず8月14日に樽屋のマルティン・モラーの妻アンナが逮捕された。史料は黙して語らないが、彼女はそれまでに処刑された魔女の自白で名前が挙がっていないことを考えると、既に民間で噂になっていたものと思われる。彼女は自白で市長ハンス・メルリンの妻アンナとかつての市長マルティン・エルガースハイムの寡婦マリアの名前を挙げたため、逮捕して対質させている。市のエリート層に対する告発に直面して司法官は証言を引っ込めるよう促したが、彼女はあくまでも自分の自白にこだわり、8月30日に処刑されたのである。こうして1641年からの集中迫害の第2波が始まった。まずはモラーの自白で名を挙げられた上述の2人が尋問される。2人は自身の罪については型通りの自白をして9月には処刑されている。ところが尋問の中でのメルリンの言葉が司法官を当惑させることになった。彼女は市書記のフェクトリンを呼んで是非とも話したいことがあるが、ガマリエル・ルーマン、マティアス・ヘルマンそしてシュルトハイスのヤーコプ・バルト、この3人の前では話せない。彼らの女房が問題だからと言ったのである。フェクトリンはそれ以外の2人の司法官と相談し、これにルーマンとヘルマンを加えた5人で被告に臨んだ。バルトは妻が主要な共犯者として名指しされており、またメルリンは妻が被告当事者なので当然除かれた。アンナ・メルリンは退席を要求した3人のエリートの妻が魔女だと指摘したのである。

<sup>(124)</sup> AMS, BB 83 (1640-1647), fol. 29v-30r.

<sup>(125)</sup> AMS, BB 83 (1640-1647), fol. 30v-32v, 33v-34r.

もう一人のエリート層の被告マリア・エルガースハイムも同様にこの3人の妻を共犯者として名指す。彼女は司法官に向かって「お上がこの害悪 [= 魔女] を根絶やしにすることで町は良くなって幸せになるどころかかえって荒廃してしまったんですよ」と告げたのである<sup>(126)</sup>。これに続いてこの年は9月から11月にかけてさらに9人の女性が自白を基に次々と逮捕されている。その中でも複数の被告がやはり上述3人のエリートの妻を名指ししている<sup>(127)</sup>。それでもなお逮捕劇は続いた。翌1642年の2月には寡婦アンナ・ファイファーが逮捕される。彼女は3年前にある兵隊から金をせびられたが払えなかったので家から追い出された。墓地に逃げ込むとそこに死んだ夫の姿をした悪魔がやって来たことを自白した。悪魔は例の如く贖金をくれ、彼女と情交に及んだ。その後の成り行きは通例の魔女のそれである。調書には不眠拷問の間、刑吏と司祭が見たという情景が描かれている。蚊のような小さな姿をした悪魔が彼女の舌に居座って口を割らせない。それで聖別した薬草、燃えている蠟燭に触れさせ、聖水を飲ませると悪魔は居た堪れずに窓の方へ逃げたが、窓からまた部屋に入って来た。しかし被告の前の机に置いてある十字架のため、床に落ちてしまった。それから被告は自白を続けるようになったという。司法官はその事実を刑吏と司祭に問い質したが、彼らは自らの目と耳で経験したのだという<sup>(128)</sup>。

彼女は再度尋問にやって来た司法官たちに対し、ヘルマンとバルトは退席してくれるように懇願した。それでこの2人を除く5人で問い質すと、2人の妻が魔女の結婚式に平服で同席していたことを供述したのである。その後の調書の最終確認の段階でも自白を翻さなかったが、その際数人の尋問者はしばらく退席してくれるように頼み、廷吏に対しルーマンの妻も魔女だからお上に伝えなさいと告げたのである。

ファイファーが共犯者として名前を挙げたうちの一人アンナ・アルムブルスターも逮捕された。貧窮に喘ぐ夫婦の仲は悪く、ある晩夫に寝室から追い出された彼女は削り屑の納屋に座っていたところ、兵隊の格好をした悪魔が現われて慰め、金をくれた。型通りの悪魔との関係が始まり、空中飛行、結婚式の宴会、害悪魔術について自白をし始めた。尋問の途中で彼女はもう少し時間の猶予をほしいと懇願した。翌日かさらに後日なら思い出しで真実を話せる。自分は罪人として死ぬつもりだし、隠し立てはせずにすべて洗いざらい

<sup>(126)</sup> „wan nuhr die herrn obrigkheit mit außreitung [=Ausrottung] dises lasters, mit welchen die stat gar zu viel verwust wurde, als dan in allein beßer stehe vnd glickh sein“ AMS, FF 37, fol. 282v-285r. さらに彼女は自分の2人の娘にこんな悪い母のことで深く悲しまないように、信心深い子供でありなさいと伝えている。

<sup>(127)</sup> そのうちの一人マリア・ヴィルトは3人の名前を挙げたものの聴罪司祭の前で撤回している。AMS, FF 37, fol. 308r.

<sup>(128)</sup> AMS, FF 37, fol. 311r-316r.



話すと頼んだのでこの願いは聞き入れられた。さて日を改めて司法官が被告に尋問しようとする、彼女はバルト、ルーマン、ヘルマンの3人は尋問から退席してくれるように主張したのである。この3人も妻と子供がいるのだから、彼らの前では知っていることを話せないという。3人は非常に狼狽したが、協議の末尋問には立ち合わない方がいいだろうということで退席した。その上で彼女は拷問なしで再びサバトの様子を自白し始めた。そこに退席した3人の妻もおり、銀の食器を持って来ていたのだという。害悪魔術についても供述を続けたが、害虫を発生させて畑を荒らす際に悪魔は高位の者、裕福な者の畑は害を受けないように覆いをさせたのである。そしてまた日を改めての自白調書確認の際にも、自分は魔女として死ぬつもりだし、3人のエリート妻には何ら悪意を持っておらず、ただ真実を語っただけだと譲らなかつた。そして彼女は続けて言っている。「この害悪 [= 魔女] を一掃したいのなら私らつましい庶民だけでなしに金持ちのお偉さん方も一緒にお払い箱にしなさいよ。<sup>(129)</sup>」

アンナ・アルムブルスターの裁判はシュレットシュタットで記録された最後の魔女裁判である。1641年から始まった迫害の波は劇的な形で幕を閉じた。まるで口裏合わせをしたかのように共犯者についての供述は一致している。しかも驚くべきは当該司法官を名指しで退席要求するという戦術まで踏襲していることだ。魔女の尋問では被告がたとえ尋問側関係者の名前を挙げても被告の悪意ないしは悪魔の罠として黙殺されることが多かったと推測される。記録に残るのは被告が拷問に抗してあくまでも主張し続けた場合か、尋問者側に政治的な意図があって敢えて取り上げる場合であろう。魔女の自白がどこまで信用できるかというのは現場の尋問官もそれなりに考えてはいる。拷問で苦し紛れに口をついて出たような供述は端的に無視される可能性が大きい。下手をすればさらに激しい拷問で訂正を強いられることもありえただろう。そう考えるとメルリンが始めたやり方は司法官の体面を尊重した熟考の上での自白だという真実性を持たせるためのかなりの高等戦術であるとも言える。これがどうやってファイファー、アルムブルスターという非エリート層の被告にまで伝わって踏襲されたのかは、連絡係の廷吏による耳打ちなど幾つかの可能性は考えられるが不明である。ほとんど組織的抵抗とすら呼べる被告らの反撃の前に、この町の魔女狩りは自己崩壊を遂げる形で終わってしまった。

最後の魔女アルムブルスターが2月12日に処刑された4ヶ月後、魔女中傷の名誉毀損訴訟が起こっている。ザロメ・シュレヒトはマリア・クリーを魔女だと罵ったが、市当局

<sup>(129)</sup> „diß laster ausreiten wöllen, müeßen nicht nuhr die gemeine arme, sonder mit inen die vornemme reiche auch hinweg thun“ AMS, FF 37, fol. 320r (自白全体は fol. 316v-321v.)

はこれを不当だとしてシュレヒトに公的な発言撤回宣言をさせて、100 シリングの費用を払わせている。同年まで続いた激しい魔女裁判など何事もなかったかのような対応を見せているのである。

## 8. 上層市民への迫害 (2)

1629 年から 1642 年までの迫害の波に吞まれて命を落とした支配層の女性としては他に上述の宿屋「老鷲」のバルバラ・イエックレリンがいる。ガマリエル・ルーマンの親戚である彼女の自白調書によると、彼女は 30 年前に夫から虐待されており、パン焼き室で職人と 2 度に亘って姦通を行なった。もちろんこれは姿を変えた悪魔である。3 度目に悪魔は本来の姿で現われて神の否認を要求している。彼女は悪魔から焼き上がったパンをしばしば高額で買わねばならなかった<sup>(130)</sup>。1630 年には市長メルヒオール・ビッテルの妻バルバラ・ヴァイスロックも逮捕、拷問された。彼女はおそらく以前ベルクハイムのシュルトハイスの妻であり、彼女についてはその 2 番目の夫を長患いで殺した、母親も殺したと以前からの魔女の噂があったという。ところがとてつもなく強情で歯を食いしばって一向に口を割らない。近隣地域から彼女こそは大魔女であるとの徴表を集めて対質、拷問にかけても痛みを感じない、しかし拷問されながらその間長時間ダンスの歌を歌い続けた、あたかもホイベルクで踊っているような感じだったと市は帝国の司法関係者に書き送っている。彼女はある日獄中で死んでいるのが発見され、おそらく絶望のあまり自殺したのであろうとの判断で絞首台の場所に埋められた<sup>(131)</sup>。

同年に処刑されたアウレリア・ヴェスターマンは後の市長カスパー・ヴェスターマンの妻であるが、その自白調書には「邪悪で強情な魔女」という見出しが付けられている。悪魔の誘惑、結婚式、害悪魔術の描写は極めて短く、その代わりに不眠拷問の間の見張り番や刑吏の証言が幾つも引用されている。大きな猫が側に座っていたとか蜘蛛を見たとかいった、どうにでも解釈できるような事柄が列挙されており、本人の自白も他の魔女の自白も僅かで他によほど説得力ある徴表に乏しかったのであろうか<sup>(132)</sup>。

名士会館での飲食を通じ縁故主義で結ばれた支配エリートは持続的に仲間を庇い合い、少々のことでは割れなかった。早い例だが 1613 年にはマックス・ルンベルという男が処

<sup>(130)</sup> AMS, FF 37, fol. 43r-46r.

<sup>(131)</sup> AMS, FF 37, fol. 216r-217v, FF 38/2, Brief vom 1. Juni 1630. ホイベルクは上ライン地域で魔女が集まって踊ると考えられていた山。魔女の獄中死は多くの場合悪魔によって殺されたと記録されるが、彼女は最後まで自白しなかったのでこのような判断になったと思われる。死体も焼かれてはいない。

<sup>(132)</sup> 彼女の名前を挙げている被告は 2 人だけである。

刑されている。彼は借金を抱えて困っていたところに悪魔が現われてそれに従ってしまったのである。司法官の一人はこの被告の尋問に立ち会うことを拒んでいる。また別の司法官がマリエル・ルーマン（1642年の裁判で名を挙げられた同名の息子の父）も拷問に立ち会っていたが、その場を退席しようとした。と言うのも被告が共犯者として名前を挙げた宿屋のバルバラ・イエックリンはルーマンの親戚だったのだ<sup>(133)</sup>。しかし被告の言うことは嘘であり、たわいのない妄想だから気にすることはないと同僚が彼を押し止めている<sup>(134)</sup>。

ただし市の上層部は硬い団結を誇っていたとは言え、それでも人間関係の親疎はあったと思われる。メルリンに12日遅れで処刑されたマリア・エルガースハイムの家系は熱心なカトリックで市の高職を歴任しており、マルティン・エルガースハイム（マリアの夫と同名の祖先）は、1535年の死後に蔵書を人文主義図書館に寄贈する程の知識人であった。しかしそもそもは代々皮舐めしを家業としており、家業は継続して営んでいた<sup>(135)</sup>。肉屋のメルリンと同様、手工業者ツンフトとフェクトリンら書物から学んだ純然たる知識人とは何らかの懸隔があった可能性も排除できない。司法官はエルガースハイムとメルリンという身内の逮捕には不承不承ながらも、それでも魔女裁判の手続きを忠実に守って逮捕、拷問している。これに対しアンナ・リスへの尋問には仲間内で庇い合う傾向がよく現れている。彼女はゲオルク・ヘスの妻を魔女の共犯者であると自白したが、しかしフェクトリンを始めとする尋問者はそこで尋問を打ち切り、それ以上追及しなかった。自白調書の注記には「この件について囚人をそれ以上尋問しないことにする。ゲオルク・ヘスの妻はシュルトハイスのヤーコプ・バルトと近い親戚なので、[それ以上の追及は]おそらく不適切だろうからそこで止めることにした」と記されている<sup>(136)</sup>。バルトについてはアンナ・メルリンの記録の最後に注記がある。メルリンはバルトの妻だけでなくヤーコプ・バルト自身も魔女の仲間だと供述していたのである。バルトは彼女が言っていることが理解できないというふうに装っていたと同席していた尋問官には見えていたが、バルトは動揺してそれ以上尋問を続けず、被告を牢に戻している<sup>(137)</sup>。いずれにせよバルトの妻は既に逮捕さ

<sup>(133)</sup> イエックリンはその16年後に処刑されることになる。AMS, FF 37, fol. 46r.

<sup>(134)</sup> AMS, FF 34, Vergicht Max Rumpels

<sup>(135)</sup> Paul Adam, « Une famille bourgeoise à Sélestat au XV<sup>e</sup> et XVI<sup>e</sup> siècles, Les Ergersheim », dans : *La bourgeoisie alsacienne. Etudes d'histoire sociale*, Strasbourg 1967, p. 197-201 ; Dorlan, *Histoire architecturale*, t.1, p. 459-460 ; ders., *Der Humanismus zu Schlettstadt. Die Schule, die Humanisten, die Bibliothek*, Sélestat 1980, S. 80-81.

<sup>(136)</sup> „aber die gefangne nicht weiters darüber fragen wöllen, sonst wahr dz Görg Heßen frau des Schultheißen Jacob Barthen nahe verwante, vielleicht ein vnsach sein möcht, dz vnderlaßen.“ AMS, FF 37, fol. 287v.

<sup>(137)</sup> AMS, FF 37, fol. 282v.

れているという記載が見えるにもかかわらず、調書も判決記録も残っていない。意図的に廃棄されたのでなければ処刑は免れたのであろう。そしてバルト自身は何事もなくその後も要職に就いている。

何も自白せずに死んだバルバラ・ヴァイスロックも含め、アンナ・ヴァルターと母のマリア・ラウリン、そしてバルバラ・イェックレリンについては民間からの噂についての情報が欠けている。悪い噂があったのはルツィア・オストリンガーとアンナ・メルリンで、いずれも 1629-30 年の集中的迫害期の後の処刑である。当時の社会的上層の女性の迫害については、その配偶者の評判を落として失脚させる、それどころか夫の名を言わせて魔男として文字通り葬り去るということもありえた。ところがことシュレットシュタットについては都市内部の権力闘争といった側面は見られない。なぜなら処刑された彼女らの夫はいずれも無事どころかその後市の要職についているからである。バルバラ・ヴァイスロックの夫メルヒオール・ビッテルは 1631 年にシュルトハイス職を務めており、アンナ・メルリンの夫ハンス・メルリンは 1637 年に市長、アウレリア・ヴェスターマンの夫カスパー・ヴェスターマンも 1633 年に市長に選ばれている。アンナ・メルリン以下複数の被告から配偶者を名指しされたマティアス・ヘルマン、ガマリエル・ルーマン、ヤーコブ・バルトもそれぞれシュルトハイス (1653)、市長 (1653)、養老院長 (1643) の榮譽を手に行っている<sup>(138)</sup>。

これに加え 1648 年に市長に選ばれている書記のフェークトリンの経歴は特記に値する。彼はそもそもこの町の生まれではなく、1579 年にフライブルク (ブライスガウ) で生まれ、フライブルク大学で学んで両法修士の学位を得た後、職を求めてシュレットシュタットに応募し、1610 年に 31 歳の若さで市書記兼法律顧問として雇用されている。彼が学んだ当時のフライブルク大学ではフリードリヒ・マルティニが教鞭を取っており、魔女問題に関してはその内面的精神的な罪に本質を見る学説でカトリックの中でも異彩を放っている。フェークトリンが主導したと思われるその後の魔女裁判は住民からの告発内容との対応が明確ではなく、むしろそれとは切り離された聖餅の悪用、悪魔との契約といった知識人悪魔学の要素が前面に出ていることから、彼の学歴との関係が推測される。彼の精励な仕事ぶりはエンジスハイムのハプスブルク官房にも評価されて金メッキのカップを賜っている。彼とその家族はフランスの支配体制にもすんなり順応したらしい。1646 年には娘のアンナ・マルガレータをフランス国王戦時派遣官でアルザス知事副代理であるサン・ロに嫁がせているのである。そして死去の 1 年前 1648 年には市長そして死去の直前にはシュ

<sup>(138)</sup> BHS, Ms 273, 25v-26r; バルトの死去は 1648 年、ルーマンは 1655 年、ヘルマンは 1665 年である。

ルトハイスにまで選ばれている。おそらくは人生最後のご褒美という意味合いであったにせよ、他所者が一代で市長そしてシュルトハイスにまでなるという異例の出世を遂げているわけだ<sup>(139)</sup>。書記は選挙を経ないで任用される専門職であり、短期間で交代する市長と違って継続的かつ長期にわたって市の司法・行政に携わることで市政に大きな影響を及ぼしうる地位にあった。フェークトリンはまた同時に市の法律顧問でもあり、魔女裁判においても文書管理を一手に引き受けていたことから評決権はなくとも実質的にこれを主導していたと思われる。彼が尋問に不在の場合は代理が詳しく彼に状況を報告している<sup>(140)</sup>。アンナ・ヴァルターの裁判にしても100年以上前の古い記録を調べ出して帝国の裁判所に提出し、有罪立証のために闘えたのは彼がいたからこそであろう。

## 9. 暫定的な小括

市の司法官には相矛盾するとも思える二つの傾向がある。一つは住民の間の噂や個別的公告発に市政に責任を持つお上として応答する態度である。噂になった者の逮捕・処刑をある程度は行ないつつも、しかし大方は魔女中傷を取り上げることはしない。名誉毀損訴訟においても名誉を傷つけるような発言があったかどうかだけを問題にして、その発言の実体的な真実性には踏み込まずに外形的に処理していく<sup>(141)</sup>。これはアルザスの帝国都市に共通した構えだと言える。そこには都市内平和の維持という治安上の関心に加え、聞く耳を持つお上という権威主義的かつ温情的な体面維持の関心があるだろう。しかしもう一方で一般の都市住民とはまったく異なる思考文脈から魔女狩りを行なっていく態度が存在する。最後の段階での複数の被告の自白からも読み取れるように、司法当局は文字通り魔女の根絶に向かって直走っていたのである。ここには魔女との共存という土壤に生きてきた一般市民とは大きな違いがある。彼ら住民は魔女を厄介払いするための思考上の根拠としてお上の言説を利用はしただろうが、お上の実力行使は彼らの自発的な魔女排除メカニズムをはるかに追い抜いてしまった。統治エリートは共謀犯罪としての魔女という陰謀論的強迫観念に取り憑かれていたとしか思えない。迫害の初期段階で指南を受けたアンドラウでの尋問方法にも悪魔祓いの要素が濃厚であったが、この町の尋問では単なる肉体的拷問だけでなく、真実を言わせるためにキリスト教、特にカトリックのシンボルを頻繁に用い

<sup>(139)</sup> BHS, Ms 273, fol. 26v ; Jeanne Sauvageot, « Mathias Voegtlin de Sélestat et trois Voegtlin de Colmar avocats au Conseil souverain d'Alsace », dans : *Bulletin du Cercle généalogique d'Alsace*, 127/3 (1999), p. 461-462.

<sup>(140)</sup> AMS, FF 35, Ahn H. Mathiam Vöglin stattschreibern zue Schlettstatt. 1636年のことで彼が一時追放されていた時期である可能性が高い。

<sup>(141)</sup> 名誉毀損訴訟の外形的処理については拙稿「俺の女になれよ」参照。



ている。キリストの十字架、神の子羊像、聖水、そして吊り上げ時の主の祈りなどがよく用いられる。信仰を固くするために神の子羊像や聖遺物、聖体拝領を積極的に活用したイエズス会の活動とも共振している。迫害の最終期においても頑固な被告には蠟燭や聖別された薬草、十字架、聖水などを使って悪魔を遠ざけようとしている。司法官は悪魔と結託した魔女という悪魔学の言説を真剣に信じていたのである。ところが最終段階になって被告たちによって身内が集中砲火を浴びると、ついに魔女裁判の正当性への信仰が崩れ落ちて突然の終結を見ている。魔女裁判への正当性に対する信頼が失なわれるというミデルフォートが早くに指摘している魔女迫害終結の一つのモデルはここでも妥当するように思われる。

しかしまだ引っ掛かるものがある。激しい魔女狩りに覆われて目立たないながらも持続的に、そして1641-42年の最終期においても伏流水の如く出てくる名誉毀損の訴えとそれに対する司法当局の態度である。この姿勢と連鎖的迫害とは水と油のように感じられる。そして最後の魔女アルムブルスターの言葉である。裕福なお偉方とつましい庶民と、彼女はこの迫害の不平等をなじっている。ではお偉方は安全な場所において、貧しい者だけが痛めつけられていたのか。もちろんそんなことはない。これまでも、そしてごく最近でも市の最高エリートの配偶者は処刑されている。このことは誰もが知っているはずだ。それではこの言葉で彼女は何を言いたかったのか。エリートへの怨念であれば直截に彼ら司法官を名指しすればいいではないか。何故その妻の名だけを挙げるのか。やはりエリートの妻であるアンナ・メルリン以外誰もそれをやっていない。これはどういうことなのか。繰り返すが民間からの告発のきっかけはほとんどの場合個別の喧嘩や災厄である。個人的な疑念や敵意が共同体の中で共有されるまでには当事者同士が周囲を巻き込みながらの駆け引きがあり、それなりの時間もかかる。そうしてようやく告発にまで至るが、そこでは魔力の遍在とでも言える思考が支配している。日常生活を脅かすような超自然的力は至る所にあって、それは「技」に長けた人間によってコントロールできる。それを人のために役立てるか悪用するかはその人にかかっているのだ。繰り返される教会と都市当局からの吹き込みを通じ、価値の絶対的階層性という観念を利用することで魔力を悪用する魔女を共存ではなく排斥することが可能になった。しかしそれでも白魔術と黒魔術が同一平面上に並んでいる世界観は維持されたままである。ところが司法当局による魔女狩りはこうした文脈とはまったく違った所から来ている。悪魔の誘惑、神の否認、空中飛行とサバトの宴会、悪魔に指示され仲間と語らっての悪行等々、絞切り型の自白調書が映し出すのは知識人エリートの頭を占めている悪魔学の説明枠組みである。そこでは超常現象はもっぱら墮天使



としての悪魔の能力に還元される。それは全能の神ありてこそその能力である。

両者では思考枠組みと基準がまったく違うのだ。アルムブルスターは裕福な者、貧しい者という言葉で実体的な社会階層だけを意味していたのではあるまい。庶民の生活から生まれる疑惑のかなりの部分は裁判では顧みられない。それを素通りする形で共謀犯罪としての魔女像だけが一人歩きし、激しい連鎖迫害を生み出した。巷で噂になっていてもお上の裁判では取り上げてもらえず、逆に噂が広がってなくても逮捕、処刑されることがある。それは自分たちの思いとは違う、そんな不公平な形で魔女狩りをやってほしいわけではなかった。アルムブルスターの言葉にはそうした響きをうっすらと聞き取ることができるのではないか。さらに圧倒的に女性が標的になっていたこの町の告発の文脈では、男のエリート司法官は庶民感覚の魔女像からはあまりに遠かったのかもしれない。そもそも3人の司法官の妻を共犯者に仕立て上げるレトリックは市長ハンス・メルリンの妻アンナ・メルリンが授けたものである。肉屋であった彼女は気が荒く喧嘩早かったようで、既に大迫害以前から騒ぎを起こして魔女と罵られている<sup>(142)</sup>。市長とは言え手工業ツunftの代表は知識人エリートとは感覚が違う。アンナの自白は本人にとっては個人的な復讐だったかもしれないが、それは期せずして一般庶民との連帯の表明になっていなかっただろうか。

最初の2つの問いに戻れば、まず第1の問いつまりシュレットシュタットの集中迫害をもたらしたものは何かということであるが、対抗宗教改革を背景にした宗教的熱情があったことは間違いないだろう。しかもそこには宗派統制を世俗権力が自ら引き受け、皇帝と帝国代官に忠実な帝国直属都市としてカトリックの牙城たらしとする意志が作用している。さらに近隣地域との競争意識が大きく関わってよう。魔女を処罰しない町は近隣から侮られるのだ。もちろんそれだけで統治の正当性をも疑問に晒しかねない程の大量迫害を説明できるかどうかは疑問である。またシュレットシュタットの有名な人文主義図書館には悪魔学関係の文献が驚くほど僅かしか伝わっていない<sup>(143)</sup>。この図書館はかつて甚大な略奪や火災にも遭っていないことを考えると非常に不思議である。現状で決定的な解答を引き出すことはできないが、対抗宗教改革を背景としつつも悪魔学の議論や宗教上の見解そのものとは別に萌芽的な官僚意識とその性向というものの役割を考えることができるのかもしれない。敢えて大胆に推測すれば、大量迫害を生んだ市の司法官は悪魔学の書物を読んでその考えを固めていったと言うより、事務処理の有能さを競い、お互いに市の評判を気にする地域横断的な情報ネットワークの中にいたのではないだろうか。元々の市民で

<sup>(142)</sup> AMS, BB 83 (1629-1631), S. 168, 292, FF-enquêtes (1626-1627), S. 94-100, FF-entuetes (1628-1634), S. 283-290, 294-298.

<sup>(143)</sup> 前掲拙稿「魔女観念と都市の司法」117頁。

はないフェクトリンにとって重要なのは、そこに生きる手工業者の生活感情ではなく帝国代官の意思を忠実に実行してその恩顧に報いることであっただろう。

第2の問いも第1のそれと基本的には同質のものとなる。果たしてこの町は他の帝国都市と共通点があるのかと問えば、シュレットシュタット司法当局の姿勢にはもちろん都市統治エリートに共通のものが見られるのは確かである。魔女裁判の自白調書に牛乳魔術、邪視、動物への変身などが登場しないのも共通であり、都市司法官は民間信仰に対してはもちろん、知識人悪魔学とも微妙に距離を取っている。その枠組みを踏襲してはいても彼岸の世界に想像を羽ばたかせ、不可思議な現象を説明したいという熱意が感じられないのである。激しい上からの迫害の最中にも繰り返される下からの魔女中傷に当局はしばしば冷静な態度をとって当事者に証明を委ねている。むしろ魔女中傷などに関わりたくないかの如くである。こうした態度は一方で民間心性とは疎遠な理屈による迫害の嵐が吹き荒れていただけに、一般市民から一層お上は薄情だと見られていたのではないか。下からの魔女迫害に対する抑制的態度は多かれ少なかれ十都市同盟諸都市に共通している。しかしそれでもシュレットシュタットは例外的な特異性を示している。アルザスの帝国都市ではハーゲナウにせよカイザースベルクにせよ法律家を排除した素人裁判の傾向が強い。そのことが悪魔学の理論を文字通りに受け入れるのではなく、都市の実情に合わせて取捨選択するという柔軟性を生み、逆説的に魔女狩りの暴走を防いでいた。これに対してシュレットシュタットでは法律の学識と官僚としてのフェクトリンの有能さが事案の機械的処理を生んだと言えまいか。単調で共犯者の名前が事務的に列挙されている自白調書を見ると、かの集中迫害は悪魔学者の思考が直接にもたらしたと言うより官僚的几帳面さの所産だという印象を持たざるを得ない。

以上のような二つの傾向が司法官団という集団にどうやって共存できたのか、特に知識人悪魔学の枠組みがどういうわけで支配的になったのか、実際の尋問にあたった司法官の名前が記録されていないので、現時点で完全に納得のいく説明を提示することはできない。しかし魔女狩りの「狂気」として片付けられがちな司法官の暴走にも何らかの心理的機制が働いていたはずである。解明は今後の課題となろう。いずれにせよ司法官団には市内の平和を維持するという統治エリートとしての本来の使命と、それを覆い隠すが如きイデオロギー的熱情、そして官僚の生真面目さがあったということを確認してひとまずこの稿を終わりたい。

略号：

ADBR : Les Archives départementales du Bas-Rhin

AMS : Les Archives municipales de la ville de Sélestat

AMSt : Les Archives municipales de la ville de Strasbourg

AMM : Les Archives municipales de la ville de Munster

BHS : La Bibliothèque Humaniste de Sélestat

BMC : La Bibliothèque municipale de la ville de Colmar

SANö : Stadtarchiv Nördlingen